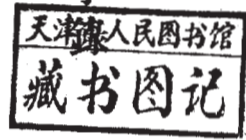
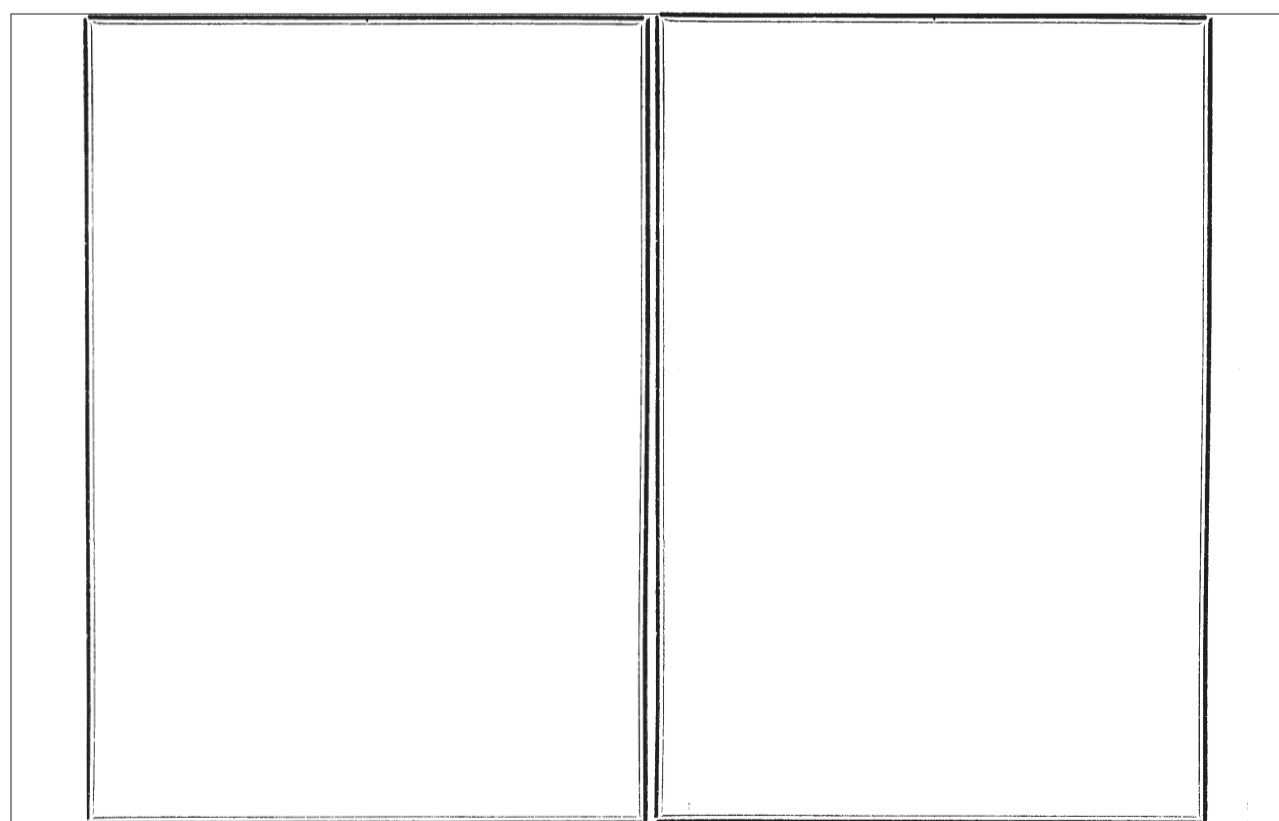
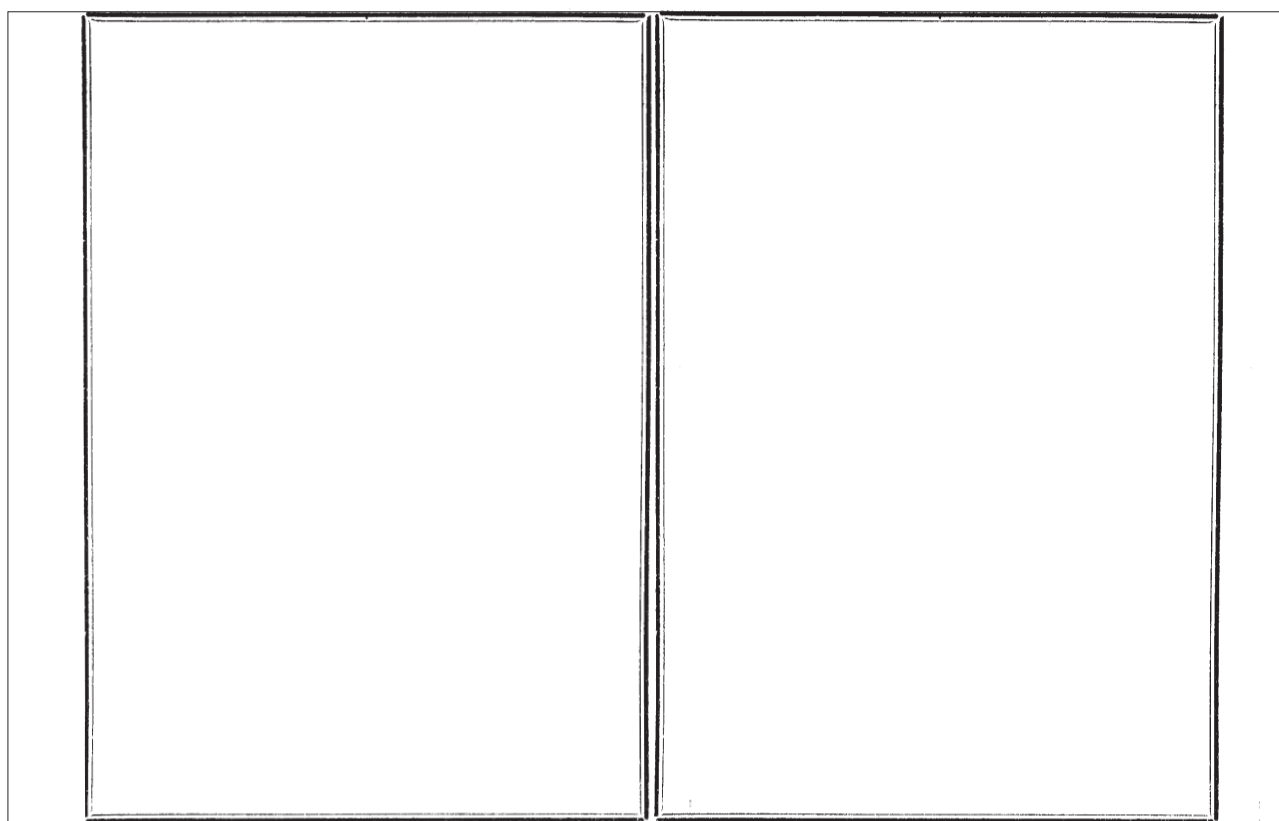


議事錄第十七號

大正九年通常民會議事



天津居留民團



議事録目次

(1)

第一回	一
第二回	三
第一、船津總領事開會の辭	一
第二、民會議長選舉	三
第三、大正七年度居留民團歲入出決算	九
第四、大正七年度特別會計天津神社建築費歲入出決算	四〇
第五、大正七年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算	〇〇
第六、大正八年度居留民團歲入出決算更正案	一〇
第七、ウエーズ運河碼頭所設置組合加入の件	一四
第八、天津神社建築條例中改正案	二一
第九、大正九年度特別會計天津神社建築費歲入出決算案	二一
第十、大正九年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算案	二一
第三回	二二
一、故鈴木敬親君團葬執行に關し事後承諾を求むるの件	二二
第二回	二二
一、電燈營業契約更新願出に關する決議案	二五
第四回	三六
一、電燈營業契約更新願出に關する決議案(第二讀會)	三六
第五回	四五
一、天津駐屯軍病院移轉に關し不動産に對する權利の得喪行為を行政委員會に委任の件	四六
二、天津駐屯軍病院移轉資金として居留民團一時の借入金を爲すの件	四六
三、天津駐屯軍病院移轉費特別會計條例案	四六
四、特別會計天津駐屯軍病院移轉費收支豫算案	四六
五、大正九年度居留民團歲入出總豫算案	五一
六、領事館令第一條及第七條中改正建議案に關する調査委員報告の件	五五
第六回	五五
一、大正九年度居留民團歲入出豫算案(第二讀會續き)	五六
二、課金法調査委員選舉の件	六〇
三、居留民團關係法規の改正に關し其調査の爲め臨時財源調査會	六〇

(2)

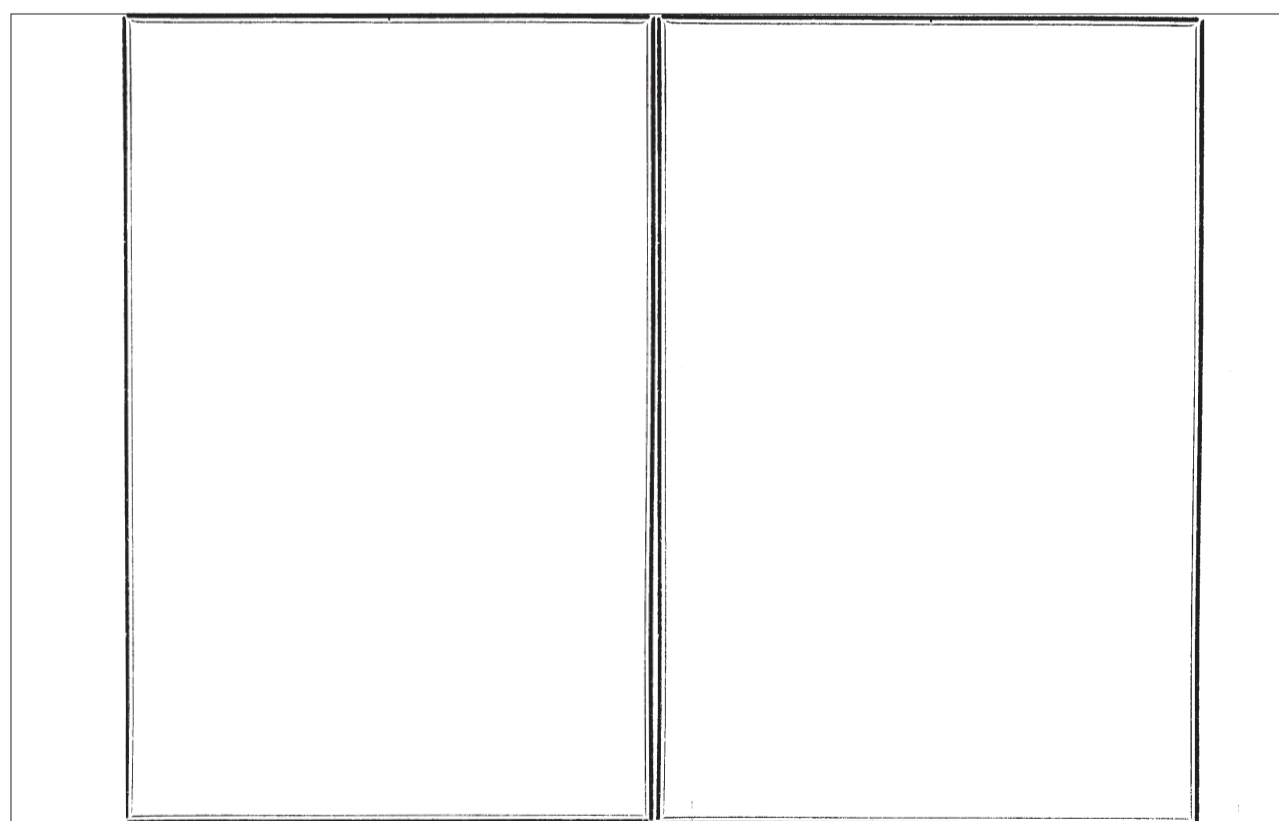
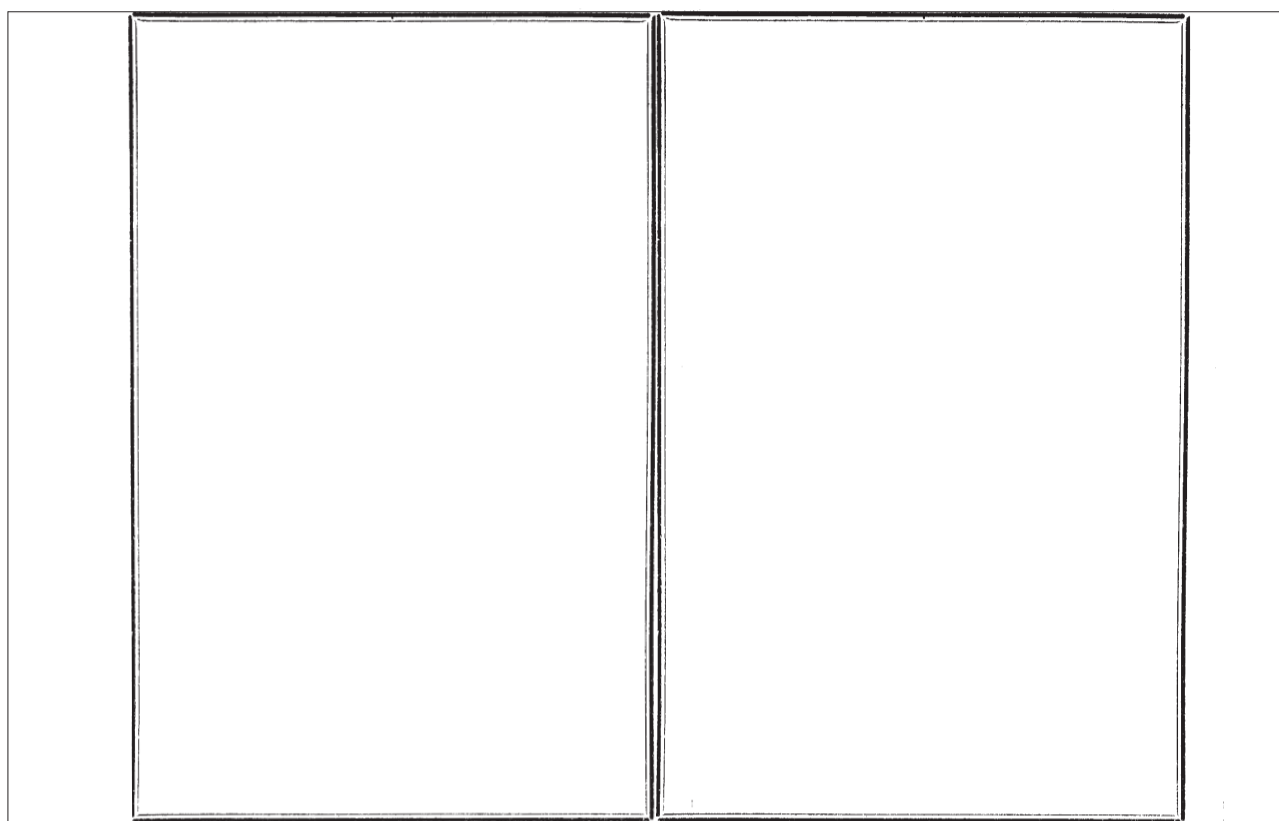
第一回	一
第二回	三
第一、船津總領事開會の辭	一
第二、民會議長選舉	三
第三、大正七年度居留民團歲入出決算	九
第四、大正七年度特別會計天津神社建築費歲入出決算	四〇
第五、大正七年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算	〇〇
第六、大正八年度居留民團歲入出決算更正案	一〇
第七、ウエーズ運河碼頭所設置組合加入の件	一四
第八、天津神社建築條例中改正案	二一
第九、大正九年度特別會計天津神社建築費歲入出決算案	二一
第十、大正九年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算案	二一
第三回	二二
一、故鈴木敬親君團葬執行に關し事後承諾を求むるの件	二二
第二回	二二
一、電燈營業契約更新願出に關する決議案	二五
第四回	三六
一、電燈營業契約更新願出に關する決議案(第二讀會)	三六
第五回	四五
一、天津駐屯軍病院移轉に關し不動産に對する權利の得喪行為を行政委員會に委任の件	四六
二、天津駐屯軍病院移轉資金として居留民團一時の借入金を爲すの件	四六
三、天津駐屯軍病院移轉費特別會計條例案	四六
四、特別會計天津駐屯軍病院移轉費收支豫算案	四六
五、大正九年度居留民團歲入出總豫算案	五一
六、領事館令第一條及第七條中改正建議案に關する調査委員報告の件	五五
第六回	五五
一、大正九年度居留民團歲入出豫算案(第二讀會續き)	五六
二、課金法調査委員選舉の件	六〇
三、居留民團關係法規の改正に關し其調査の爲め臨時財源調査會	六〇

(3)

附錄	七一
一、大正七年度居留民團歲入出決算	七三
二、大正七年度特別會計天津神社建築費歲入出決算	八六
三、大正七年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算	八七
四、大正八年度居留民團歲入出決算更正案	八八
五、ウエーズ運河排水碼頭所設置組合加入の件	八九
六、天津神社建築條例中改正案	九〇
七、大正九年度特別會計天津神社建築費歲入出決算案	九一
八、大正九年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算案	九二
九、故鈴木敬親君團葬執行に關し事後承諾を求むるの件	九三
一〇、電燈營業契約更新願出に關する決議案	九四
一、天津駐屯軍病院移轉に關し不動産に對する民團權利の得喪行為を行政委員會へ委任の件	九四
二、天津駐屯軍病院移轉資金として居留民團一時の借入金を爲すの件	九五
三、天津駐屯軍病院移轉費特別會計條例案	九五
四、特別會計天津駐屯軍病院移轉費收支豫算案	九五
五、大正九年度居留民團歲入出決算案	九七
六、領事館令第一條改正建議案に關する決議	九五
七、課金調査會設置の件	一一五
八、租界内街路貫通及延長に關する建議案	一一六
九、大正九年度通常民會要録	一一七

(4)

目次終	一一八
一、天津駐屯軍病院移轉に關し不動産に對する民團權利の得喪行為を行政委員會へ委任の件	九四
二、天津駐屯軍病院移轉資金として居留民團一時の借入金を爲すの件	九五
三、天津駐屯軍病院移轉費特別會計條例案	九五
四、特別會計天津駐屯軍病院移轉費收支豫算案	九五
五、大正九年度居留民團歲入出決算案	九七
六、領事館令第一條改正建議案に關する決議	九五
七、課金調査會設置の件	一一五
八、租界内街路貫通及延長に關する建議案	一一六
九、大正九年度通常民會要録	一一七



大正九年通常民會議事録

第一回 三月二十二日 會場 公會堂

午後九時振鈴

天野書記長登壇

天野書記長 諸君本夕御参集下さいましたが定數に満ちませんので開會が出来ず御氣の毒の次第です

本年議員數は日本人三百九名支那人三百九名で總數六百十八名でありまして外務省令の規定する所に由りますと總議員數の三分の一出席せなければ開會は不可能であります然るに今晚只今までの出席數は委任狀共合して百二十六名でありまして規定に由りますと全數の三分の一即ち二百六名出席しなければなりませんのに未だ八十名の不足を生じて居ります甚だ御氣の毒な次第であります但し今晚も例に由り流會致します尚ほ明日も同一議案でありますから規定の數に達しませんが正七時より開會致しますから其の心算で御参集を願ひます本年度議案中には百年の大計といふべき重大な問題もありませんれば明日は成可く多く出席せられん事を希望致します本日は之にて散會致します

(1) (2)

第二一回 三月二十三日 公會堂

議事日程

- 第一、民會議長選舉
 - 第二、大正七年度居留民團歲入出決算
 - 第三、大正七年度特別會計天津神社建築費歲入出決算
 - 第四、大正七年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算
 - 第五、大正八年度居留民團歲入出決算更正案
 - 第六、ウエーゴ運河側所設置組合加入ノ件
 - 第七、天津神社建設條例中改正案
 - 第八、大正九年度特別會計天津神社建築費歲入出決算案
 - 第九、大正九年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算案
 - 第十、大正九年度居留民團歲入出決算案
 - 第十一、行政委員並ニ豫備行政委員選舉
 - 第十二、民團出納検査委員選舉
- 午後八時振鈴開會、議員の出席若くは代表せらるる者百二十八名
天野書記長登壇
天野書記長 今晩は議員の參集定數に充ちませんが昨晚申上げました通りであります

して茲に大正九年第十三次居留民通常會を開會致します開會に先ちまして總領事より召集の辭がございませぬから御清聴あらんことを希望致します(拍手)

船津總領事登壇

船津總領事 諸君本夕第三次通常民會を開くに方りまして茲に召集の辭を述べますのは私の極めて光榮とする所でありまして御承知の通り我租界も逐年發達致しまして明治四十年に民團法を施行致しました際には當地居留民は僅に二千人内外でありましたのが今日將に五千に垂んと致して居ります從つて租界民團の事業も益々繁多となり豫算の如きも民團法施行當時は僅に五萬弗に過ぎなかつたものが本年度豫算を見ますると二十四萬弗以上に昇つて居るのであります實に五倍の増加であります然しながら我租界に於ける幾多の施設は遺憾ながら完全とは云へないのであります餘りながら我租界に於ける幾多の施設は遺憾ながら完全とは云へないのであります於て大に遜色があります事は諸君目擊の通りでありまして又豫算の如きも試に比較して見ますならば我民團九年度の豫算は二十四萬弗餘に過ぎないのが英國租界では三十五萬兩以上になつて居ります即ち之を換算致しますると四十九萬弗餘であります先づ我租界の倍に達して居ります從つて我租界總ての施設も尚ほ各位の努力に依つて更に一層の改良整頓を要する事と思ひます

(3) (4)

爲め和衷協同慎重審議せられん事を希望致します
終りに一言希望を申上げたのは各種議案の討議に方り諸君の研究の結果各々信する所を以て議論を討はれん事を望まされたいと同時に各々夫々職務もありません事でもあり會期も亦一定の日數がございませぬれば之を成るべく正規の期間内に議了するには互ひに必要なる議論を避け議事の進行に御注意あらん事を切に希望する次第であります(拍手)

●日程第一、民會議長選舉

- 船津總領事 民會議長不在でありますから假議長を例により議員中の最年長者鄭永昌君に御願ひ致します(拍手)
- 鄭永昌君登壇
- 鄭永昌君 只今總領事の命に由り年長資格者として暫く議長席に着きまして本年期民會議長の選舉を行ふ事に致します(拍手)
- 船津總領事 議長選舉立會人として高野大澤兩君に御願ひ致します
(高野君三、大澤大之助君立會)
(書記投票用紙配布)
- 西村博君 民會議長改選に先ちまして一言申上げます從來執行者たる行政委員と議政者たる民會議員と同一でありましたが之は不合理であると思はれますから議長となられた人は行政委員に選舉せぬ事を致したいと思ひます此の問題は前にも起りま

(5)

した事でありすが當時は行政委員の選挙後に議長選挙が行はれましたが之は議員として人数の少ない時は止むを得ませぬが現在は頗る多くなつて居るのでありますから此の區別をしても良いと思ひます之に就きましては民團に慣例はありませんが法律から云つても常規から云つても差支へない事と思ひますが一應監督官廳の御意見は何うであるか伺ひ度いと思ひます議長を選挙する上に心得もあると思はれますから

船津總領事 只今西村君より行政委員と民會議長と全然區別する事に就き監督官廳の意見をお尋ねになりましたが成程居留民の少ない時分には一人二人の役を勤めねばならぬやうな事が無論あつたてせうが今日では或はその必要がないかも知れません従つて之を別にする事は無論差支へないのみならず時宜に適した事と思ひますから諸君に於かれましては其心組で選挙せられたし

小倉章君 只今西村君の希望に對しましては私最も同感の一人であります然しながら省令の不完全なるは遺憾ながら廣い意味つまり立法執行區別の意味と信じますが残念ながら省令第二十三條を見ますと

第二十三條 居留民會は帝國臣民たる議員中より議長を選舉すへし議長の任期は翌年の居留民會通常會に於て議長の選挙ある迄とす

とあります議長選挙をした後から行政委員の選挙を致しますれば議長になつた人が行政委員に選ばれる虞れがあります又一方議長にもなつて欲しいし又行政委員

(6)

にもなつて欲しい人もありませうから之は希望だけで實行は覺えないと思ひますから西村君のお説は最もと思ひますが之は申合せのみにして置いて實行したらどうかと思ひます

西村博君 只今のお説は至極御尤もと思ひますが諸君の御意見は如何でございますか私は申合せだけにして置いて宜しいと思ひます

大木幹一君 西村君の只今の申合せのお説は議員一同賛成だらうと思ひますから申合せの結果成可く相談してする事に致したら宜しいてせうが何人が議長に當選するかも判らず又自分が行政委員になるかも判らぬのであるから實行は出来なからうと思ひます且つ民會に於ける申合せの効力があるか私には無いかと思ひますから只今の監督官廳の差支ないとの御意見ではあつたが特に此際賛成者も反對者も其の意に任せ申合せ等を爲す必要はないと思ひますから議事の進行を圖られたし

鄭假議長 監督官廳の御意見を伺ひましたが只今大木君のお説の通りどうか御執行を願ひます

(議事日程朗讀)

鄭假議長 之より日程第一の議長選挙を致します

天野書記長 投票は全部済みましたから之より開會致します

鄭假議長 議員數と投票數と合致しましたから只今より開票致します

(天野書記長呼稱 高橋、鹽澤、西山各書記採點)

(7)

鄭假議長 投票の結果を報告致します

投票總數 百二十八票(内無効三票)

三十五票 高野 省三君 十六票 大木 幹一君

十六票 小林 和介君 (以下略す)

之は百二十八の過半数に達しませぬから三君の決選投票を致します

西村博君 決選投票をするにすれば同點ならば年長者を探るの事違ひますか即ち大木君及小林君は同點でありますから年長者たる小林君を探つて高野君と小林君の決選投票を致すのが當然でございますか

森川照太君 小林君は目下日本に歸られて天津に居りません假りに當選を致しましても議長の役は勤められぬのであります夫でも投票をする必要がありませんか

鄭假議長 館令第四條に

投票の過半数を得たる者なきときは最多數の投票を得たる者二名に就き決選投票を行ひ多數を得たる者を以て當選者とす

とあります只今の宣告通り二名の決選投票を致します

(投票用紙配布)

高野省三君大澤大之助君立會)

鄭假議長 之れより開票致します

投票總數 百二十五票(内無効五票)

(8)

九十票 高野 省三君 三十票 小林 和介君

鄭假議長 高野君議長に當選致しました(拍手)

鄭假議長 私の任務は之で済みましたから私は之で降壇致します

高野議長登壇(拍手)

高野議長 一言御挨拶を申し上げます今日は議長選挙に當り不肖私が當選致しまして實に光榮の至りに存じます深く諸君の御厚誼に對し御禮申し上げます唯だ如何せん御承知の通り未だ當地に参りましたばかりで能く租界の事情に通じて居りませぬ承りますれば民團事業には幾多の難問題が横つて居るの事でありすが私の願ひを持ちまして果して諸君に御満足を得るや否やは甚だ危まれる次第であります然しながら只今御辭退致しましては却て諸君の御好意に反する事と存じまして承諾致しますと同時に最善を盡して我が租界同胞に盡す考へてありますので諸君の御援助を豫めお願い致して置きます(拍手)

(三十分休憩)

午後九時三十分再開

高野議長登壇

高野議長 之より開會致します(拍手)

高野議長 臨時民會の議案全部を行政委員會議長より本通常民會の議案に追加して貰ひたいとの事でありすが其理由は行政委員會議長より述べられる事とせうが諸

(9)

君一同の御賛同を経て追加したいと思ひます
 石澤行政委員會議長 本月十八日臨時民會を召集致しましたところ出席議員數法定數に達せず十九日、二十日も流會續きにて遂に三日の期間を経過したのであります夫が爲めに同臨時民會に提出さるべき議案も附議されず誠に遺憾に堪へぬ次第であります夫れで一方又考へて見ますと一般議員各位の御意見としては行政委員會を御信任下さいまして外務省令第四十五條に由り總領事の専決處分に致した方が好都合であるとお考へになつて居らるるものかと思はれますが編つて考へて見ます時は該議案中には實に租界百年の大計となるべきものもあり充分慎重審議を要するものと思ひまして再び通常民會の議題に上せ審議せられん事を切に希望致す次第であります

尙今一つお諮り致したい事は議事の進行其他の都合上明日の日程と差し換へて議題に上して頂き度いと思ひますから夫れも御賛同を願ひ度く附言致す次第であります

高野議長 只今石澤行政委員會議長から説明のありました通り明日の日程と變へて議題に上せ度いと思ひますが御異議はありませんか(賛成々の聲起る)

高野議長 夫れでは是れよりお手許に廻してあります第十三次通常民會議案に就き討議致す事と致しまして第二第三第四第五は是を一括して議題と致したふ御座へますが御異議ありませんか(異議なし)

●日程第一、大正七年度居留民團歳入出決算

(10)

●日程第三、大正七年度特別會計天津神社建築費歳入出決算
 ●日程第四、大正七年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算
 ●日程第五、大正八年度居留民團歳入出決算更正案

小倉章宏君 今の四案の内容は概ね數字に亘るものであるが印刷等に誤植はありませんでせうかありましたらば豫め訂正を致して置いた方が宜しからうと思ひます

天野理事長 是は私から説明致します印刷前に二三回も校正した譯でありますから多分誤植等は無いと思ひますが或は校正誤れ等もあるかも知れぬと存じまして更に印刷済の上も眼を通しましたが別段違つて居る點も見出しませんでした若しお氣付きの點がありましたらば御遠慮なく御注意を願ひます

高野議長 別に御質問等はございせんか無ければ第二議會に入り逐條審議に移ります

大木幹一君 大正七年度決算中歳出經常部第一欸十三項財源及課金法調査費三百弗といふ此の費用の内容は何ういふのであるか簡單に御説明を願ひます

天野理事長 之は大正六年に官有地拂下に就き團債を募る必要上又償還方法も講じやうといふ所から居留地の財源を調査し一部課金を上げ七年度になつて調査も済みましたけれども必要上三百圓といふものを取つて置いたのでありますが大正七年度に於きましては決算はしてありません

大木幹一君 歳出經常部決算です

(11)

天野理事長 既に決議したものでありますから何うぞ御承認を願ひます

大木幹一君 たゞ名目が變つて居るだけであるならば深く論じません

高野議長 他に御質問はありますか

白井忠三君 歳出臨時部第一欸第二項の排水費一萬七千五百八十八圓は決算にて二萬圓以上になつて居りますが何ういふ譯でありますか簡單に御説明を願ひます

天野理事長 之は頭初排水工事の費用を築堤と排水とに分けて居つたのであります全部の費用を使い盡してより更に他より費用せざればならぬ事となり總領事館に申請した上で斯う致したのであります

白井忠三君 夫は判りましたが摘要で見ますと排水路復舊費及排水費を計上しありたるも中途より項目流用の上橋立街新築街渠築造并に橋立街海光寺町簡所築造工事を施したる結果と斯うなつて居ますが各項目の内容を伺ひたいのであります即ち如何程使つたものか約二つか三つに分けて其内譯を伺ひたいのであります

天野理事長 之は大正七年度から八年度の事務報告書を能く御覽下さいましたならば御判りの事にて別に説明の必要はないかと思ひます

白井忠三君 後から適當の時機に於て報告して戴くとして議事の御進行を願ひます

森川照太郎君 今の臨時部の第九欸に民間十年記念會費といふのがありますが一千圓のものが六百圓しか支出されて居ません其説明に記念史印刷費の一部及編纂者報酬の外出支を要せざりし結果とありますが理事長に伺ひますが記念會が何時かあつたのですか夫から其記念會に於てどんな事をして何うなつて居るのですか

天野理事長 之は大正六年九月に民間の十年記念祝賀會といふを設けまして記念誌を發行する事となり大正七年に一千弗の印刷費謝禮等を取つて置いたのが七年度では印刷を爲し盡さなかつた爲め八年度に矢張り續いて之を拵へ只今では既に出来上りまして關係者に送るべく目下準備を致して居ります

森川照太郎君 判りました

大木幹一君 歳出臨時部の一番の終りに第十一欸の第三項維持費と第四項の監督費及諸雜費の説明と第四項に就ては技師に與へた報酬の全部でありますか説明を願ひます

天野理事長 あります

大木幹一君 簡單のものですか

天野理事長 簡單のものです一通り讀みますから御聴取を願ひます

昨秋水災の際行通頻繁の爲め大破せる山口街道路延長四百八十三間の修築工事を公入札の結果工費銀五千六百五十弗にて張愛榮と請負契約を締結し本年五月十七日より起工せし支那軍隊輸送の爲め石材運送貨車に不足を告げ工事遅々として進捗せざりしが七月上旬に至り漸く材料輸送の便を得工事大に進み全月二十七日全部竣工せり云々

大木幹一君 次の第四項の説明は

(12)

大木幹一君 次

(13)

天野理事長 之も私から説明致します
 租界の下水を水災後に整理せねばならぬ所より溝鍬が山崎技師を派遣して全部の排水計書をして呉れましたに對する旅費と日當とに宛てたものであります
 大木幹一君 旅費日當だけでは
 天野理事長 此の中には排水費に属する工事監督として雇入れた技手の給料全部を含んで居ります
 大木幹一君 判りました
 大澤大之助君 臨時議出第十一款豫備費二萬弗は支出を要せなかつたとしてあるが當時何の必要があつて準備したものでか
 天野理事長 之は豫備費は全部に對し不足を生じた場合の補ひとして取つて置いたのであるが外務省から許されぬ爲め此の儘にして置いたものであつて水災の當時用意して来たので其れが繰り込み／＼して来たので其の儘になつて居るので
 大澤大之助君 判りました
 小倉章宏君 之は簡單か或は重大か知りませんがミスプリントはないだらうと思ひますが十三頁の第九款とある次の十四頁には第十一款となつて居り第十款がないが之は一項目落して居るのであるか或は字の違ひであるか正確に御訂正を願ひます
 天野理事長 之は全く校正の粗漏ですから十四款は十三款と致しますので御説教致します

(14)

高野議長 小倉君に對する説明を最後として議會を省界致したいと思ひますが(賛成々々の聲起る)
 高野議長 異議なきものと認めまして議會省界を以て承認可決確定と致します
 (拍手)
 高野議長 今度は第六の議題に移ります
 ◎日程第六、ウエーヌ運河簡所設置組合加入の件
 大澤大之助君 お尋ね致しますウエーヌ運河の組合加入の件は未だ先方へは何んども返事を致してないのですか
 天野理事長 加入するとの意志は通じてありますが未だ具体的に加入した譯ではありませんから確實に成立して居りません然し行政委員会としては加入する意志を有して居ります
 太田萬吉君 此の説明は簡單のものだらうと思つてますから加入の報告と其の必要の理由を説明して戴きたう御座います
 天野理事長 此のウエーヌ運河の問題は初め英佛租界及び舊獨逸租界當事者より日本租界當事者間に問題として来たのは昨年二月よりの事で實際相談を進行して来たのは同年九月からの事でありまして元順直水利局で整理する筈でありましたが其後英國が主となり交渉を開始したのであります然し元來天津は水量多き爲め排水不便の故を以て日本租界は海光寺兵營附近に一方獨逸租界は大連濱船會社の附近にボ

(15)

ンボ所を設け川底から五尺乃至三尺まで排水しやうとして来たので一面には順直水利局に向つて排水ポンプ所を造れと云つたさうですが金が無いこの事で更に進行せず是では三國租界とも困るだらうといふので開門だけは造らせてポンプだけは自分等て備へ付けやうといふ事であつたのであります而してウエーヌ運河の水面は塘沽バーに比し又宮島街松島街等に比し高き爲めポンプを以て排水せざれば何うしても水が逆流する虞がある爲め運河の水深を常に沈沽バーの基準点より三尺の高さとなす置く計書であります
 小倉章宏君 計畫經過の説明よりも寧ろ之を實行したる結果に付て説明を願ひます
 天野理事長 前回は述べたる通り宮島街等の勾配關係上水の逆流を防ぐ爲めに日本租界は海光寺へポンプ所を置き亦英租界も三尺の低地に在り佛租界も同様ならば共にポンプに依つて排水せねばならず取敢ず二十時のポンプ二臺を設備する事となつて居ります
 小倉章宏君 然らば從來のポンプ所の設備は廢物となるので新たに今回の計畫を遂行すれば經費の上にも甚だ不經濟となる事と思ふが行政委員会を信任する上に於てウエーヌ運河排水の件はポンプ所設置當時から思ひ當つて居つたものか夫れとも英佛から相談を受けて始めて氣が附いたのかを伺ひたいのであります
 天野理事長 英佛の方から未だウエーヌ運河を共同して排水しやうといふ相談のなかつた以前當租界に於ては暗渠を設けて排水を爲すの計畫を大正六年十一月三日に

(16)

漸く立て同七年より追々實行に着手し八年にかゝつて居つたので斯うした計畫のあつた爲めに全く二國租界よりの此の計畫には思ひ及ばず且つウエーヌ運河排水に關する智識は當時なかつたのであります聞く處に依りますと一年も一年半も前から英佛に於ては此の計畫を立てウエーヌ運河を止めて排水する事を熊希齡に對して交渉した事もあるさうです而してウエーヌ運河排水の組合が成立するとしても夫は多分來年へ廻る事と思はれます
 石川通君 種々説明がありました参考迄に伺ひたいのは何時協賛するか又行政委員会が此の組合に加入するとしても萬一民會で否決された場合には怎うなりますか
 大澤大之助君 石川君の質問に併せてお尋ねしますが機關の買入費七萬五千兩といふはピンチョネの手に據つて計上されたもののやうですが之を金に換算する時は非常に高額なものと思ひます
 天野理事長 設計書は六月の一日に第一に試みたのでピンチョネ氏の云ふには英國の何と云ふ難しい名の機械で始め六萬兩位で買入れられるだらうこの事でしたが其後聞き合せた結果七萬五千兩を要する事でピンチョネ氏も少し高過ぎるといひ十一月頃には一度英國に歸るから其前に設計書を取り寄せて置いて思ふ通りとなつて宜かつたら注文をするが歸國するから來年若くは其翌年に跨がるも知れぬこの事で其機等は答へ難しこの事で然し若し之を民會に於て否決されるとしたら甚だ迷惑な事でありまして其結果は佛租界と日本租界との間に低い所が出来て水が溜る

(18)

てすか又先刻のお話中に水深三尺との話がありました。が、只今も交通路となつて舟や筏が通つて居りますが、今後とも差支へなく通はるるでせうか。又加入の件に就ては何か申合せの上協定した事でもあり、抗束された権利とか義務があるのです。か又説明中に若し加入を拒めば日本租界と佛租界との間に水溜りが出来るやうな話であるが、一方海光寺開門で南門外より来る支那街の水は如何して之を排泄するか。遠き英佛租界は直接關係がないから構はぬであらうか。排泄し得ざる水上の支那街よりする水は如何にしますか。

天野理事長 第一より説明致します。

面積に就ては當時種々議論もありまして流水區域と全面積と二説に分れましたが結局一般面積に據る事とし佛の如きは之に反對しらしいやうですが、英國側の理事者等がなだめて結局賛成したといふ事です。要するに居留地の先づ全面積といふ譯です。第二の交通路の件に就ては復舟等は獨逸租界より入るとしても日本租界より支那街へは通へず海光寺開門を開けばウエーズ運河に排水する故排水の目的を達し得ざるを以て要するに閉鎖する事になります。堤防を築けば良いこの話もありましたが開門でなければ不可ぬのでありませう。結局交通はさせないのではありません。

第三の協定により義務權利云々の原案の申合せは無く只今話した事が文書となつて居るのであります。

白井忠三君 大体は判つたが交通の件に就いて満潮時には各國租界とも運河に舟や

(17)

といふやうな事になります。即ち日租界は排水しなくても地下水は何時も滲入することになります。ですから民會に於て之を否決することにして、只今の處では只行政委員會で入會を決めたのみで何等面目を潰すといふ譯でもありません。其結果に於ては決して宜くない事でありませう。

機械の七萬五千兩も更に考案して居ります。英工部局に出で居た技手と共に今一度詳細い事を調査する事になつて居りますが、只今ではあらましの事で精査が出来ません。青木龜太郎君 参考までに伺ひますが、日本の負擔一萬八千八百兩といふ額は何を擔り處あつて分配せられたものでありますか。

天野理事長 當時英租界に會合して面積に應じて割定したので各租界の負擔額は英國側の計算では

日本租界 二、五〇一畝
佛國租界 三、六八七畝
獨逸租界 四、〇五五畝
英國租界 五、五四七畝

といふので斯の面積に對し安分比例を以て割定したのであります。が、當時日本租界の面積が狭いにも拘らず負擔額が割合に多く佛國も頗る多額の負擔であると云つて抗議し大体に於ては變りなきも目下精査中でありませう。

白井忠三君 獨逸租界はウエーズ運河に沿つて居る所が少いが之は租界の全面積

(20)

太田利三郎君 經費の點に就ては充分調査した上で之を報告するが親切な方法であらうと思ひます。

大木幹一君 組合加入の必要に就て未だ了解の出来ぬ點があるから重復になるかも知れぬが今一應説明ありたい。

天野理事長 土地の節約と年々の經費も餘程節減せらるるを以て差引勘定しようしても組合に加入する事の有利なるを認めませう。

大木幹一君 勘議があります。該案は大体に於て良さうであります。が然したとへば机の上の計畫でありますから安心をして加入したいと思ふ點に於て之を審査員に附託されたいと思ひます。

白井忠三君 種々質問して大体判りました。説明が簡單であつた爲めに質問をしたのであります。が現状に於て方法經費等詳しく報告の出来なかつたのも無理もないが大木君は未だ理解せぬやうであります。幸ひに各國租界で此の計畫をしたから日本租界も助かる勘定であるから完全に出れば頗る有利であると思ふから審査員に附託するも良いが了解出来たならば之を行政委員の善良なるお考へに信任して加入を致して良からうと思ひます。

西村博君 種々聞きました。大体甚だしいものであります。が然し少しは判つたやうに思ひます。重大な問題であり且つ各國と關係を有する事でありませうから大木君の審査委員附託に賛成し之を五名の委員に附託されたいと思ひます。

(19)

筏を入れ得るか。どうか又毎年維持費として出す二千兩の件に就き説明を願ひます。

天野理事長 英租界理事のライネス氏が名譽會長となりビツチョネ氏が名譽顧問となり總て無報酬とする事になつて居ります。交通の事は二重になります。が若し開門を明けたら閉めてから水を掻き出し次の筏を入れるのでせうか。今のところ詳しく説明は出来ませう。

太田萬吉君 ポンプ所が必要になるでありませんか。

天野理事長 大体全部不要にはなりません。各租界共同排水の事業です。から萬一故障がないとも限りません。不要には致し度くありません。から一時休止はさせても豫備機關として置くつもりです。

小倉章宏君 經費は外國人の計算であるから或は親切の度が缺けて居るかも知れず又曖昧の點もあり該問題に對しては不信任の意見を有つて居るが穩當を缺くかも知れぬから夫は避けて只だウエーズ運河の排水問題即ち四租界共同事業に關し何の程度まで調査して居るかをお尋ねしたいのであります。

高野議長 行政委員會で調査したかどうかと云ふのですか。

天野理事長 發案者が軽く見て居るから或は慢選な點があつたか知らぬが河床が汰沽より二尺高いから二尺下げて水を流す爲めには海光寺より佛租界に亘つて河心の泥を浚渫する必要があるのは是等は特に勘定する程のものでもないが其泥を賣つて費用の一部に充つるのであります。

(21)

高野議長 本案に就き質問ありませんか(異議なし)の聲起る)

高野議長 委員附託に賛成の方は起立をお願いします

(起立者二十七名)

高野議長 起立者少数で大木君の案は成立致しません夫ては結局原案賛成といふ事になります(賛成々々異議なしの聲起る)

高野議長 原案賛成者多数と認めます本案原案の通り議會省署可決確定と致します

高野議長 日程第七第八は之を一括して議題に上せたいと思ひますか異議ありませんか(異議なし)

●日程第七、天津神社建設條例中改正案

●日程第八、大正九年度特別會計天津神社建築費歳入出豫算案

高野議長 異議なければ議會省署可決確定と致します

●日程第九、大正九年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案

高野議長 日程第九大正九年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算案を議します

質問ありませんか(異議なし)

高野議長 異議なければ議會省署可決確定と致します

第三回 議事日程 三月廿四日 會場公會堂

(22)

第一、故鈴木敬親君團葬執行に關し事後承諾を求むるの件

第二、天津駐屯軍病院移轉に關し不動産に對する民間權利の得喪行為を行政委員會に委任の件

第三、天津駐屯軍病院移轉資金として居留民團一時の借入金を爲すの件

第四、天津駐屯軍病院移轉特別會計條例案

第五、特別會計天津駐屯軍病院移轉費收支豫算案

第六、領事館令第一條及第七條中改正建議案に關する調査委員報告の件

第七、電燈營業契約更新願出に關する決議案

第八、課金調査會設置の件

第九、大正九年度居留民團歳入出豫算案

第十、行政委員並に豫備行政委員選舉

第十一、民間出納検査委員選舉

午後八時十分振鈴開會 議員の出席若くは代表せらるる者七十七名

高野議長 本日の議案は諸君の御手元に提出しあれば充分慎重審議あらんことを希望致します、先づ第一の日程は故鈴木敬親君團葬執行に關し事後承諾を求むるの件にして理由は只今書記をして朗讀させますから諸君に於ても滿場一致可決を切に望む次第であります、之れ即ち故鈴木君が生存中租界の爲め盡瘁されました功績に對する吾々の敬哀を表明する所以であります

(23)

(黒澤書記朗讀)

故鈴木敬親君は明治四拾壹年三月行政委員に選任せられたるを初とし爾來歷年其任に膺たり行政委員會議長たる事四回全議長代理者たる事八回其間公會堂の建築官有地の拂下天津小學校の新築民團財政の調節其他に關し始終一貫熱心劃策する宛も自家業務を攝理するの觀あり殊に大正六年九月二十三日に於ける租界空前の洪水に當りては自から行政委員會議長たるの任にありたりとは云ひ六拾有餘の老軀を擡し七拾有餘日殆んど不眠不休的勤勞を以て罹災者救護居留地排水及復舊の事務を執行し驚天の災厄も數回を出して其痕跡を殘さざるを致せし等其民團に功勞ある殆んど匹儔を見ざるどころなり情哉君は病を得て數日ならず大正八年十一月一日溘焉として長逝す故に民團は特に敬哀悼の誠を致し同十一月八日公會堂に於て葬儀を執行し茲に事後承諾を求む

●日程第一、故鈴木敬親君團葬執行に關し事後承諾を求むるの件

武市俊明君 議案に對し賛成致します

高野議長 御賛成の方は起立をお願いします

滿場總起立

高野議長 滿場一致本案は可決せるものと認めます(拍手)

森川照太君 私は建議案を提出致します故鈴木君の功績を永久に表彰するは前に結構なことでありまして本員も大いに賛意を表しますが出来得るものなれば租界一般の賛意を得て同君の銅像を建設したい考へを以て居りました所幸にも商工銀行で銅像を建設することの事を聞き私も其の勢を多と致しました併し建設の場所を墓地内にすることのことは私は不賛成でありまして斯の如きものは人目を惹き易き場所にて建て樹木でも植へましたならば頗る好都合と思ひまして實は租界局の當事者に相談しますと當方では即答し兼ねるから民團に議案として提出せよこの事故諸君にお歸りし賛成を得たく思ひます諸君のお考へは如何でせうか

高野議長 租界局前の土地を貸せと仰居のですか

森川照太君 左様です

武市俊明君 本員は森川君の建議案に賛成しますが但し當事者が租界局の土地を貸すに都合悪ければ大和公園内に建てても一策ではありませんか

遠山委員 私は趣意に於て賛成致します而し斯のことは一應家族の意圖を聞く必要があると思ひます万一家族の方で異議なしとするも民團が家族の意志を此が爲め束縛するやうなことがあるれば遺憾であります依て一應異議はないでせうが家族の意志を聽いては如何です

森川照太君 そのことなれば幸ひ川島君も御出席ですから同君にお計りになつては如何ですか

(24)

第一、故鈴木敬親君團葬執行に關し事後承諾を求むるの件

第二、天津駐屯軍病院移轉に關し不動産に對する民間權利の得喪行為を行政委員會に委任の件

第三、天津駐屯軍病院移轉資金として居留民團一時の借入金を爲すの件

第四、天津駐屯軍病院移轉特別會計條例案

第五、特別會計天津駐屯軍病院移轉費收支豫算案

第六、領事館令第一條及第七條中改正建議案に關する調査委員報告の件

第七、電燈營業契約更新願出に關する決議案

第八、課金調査會設置の件

第九、大正九年度居留民團歳入出豫算案

第十、行政委員並に豫備行政委員選舉

第十一、民間出納検査委員選舉

午後八時十分振鈴開會 議員の出席若くは代表せらるる者七十七名

高野議長 本日の議案は諸君の御手元に提出しあれば充分慎重審議あらんことを希望致します、先づ第一の日程は故鈴木敬親君團葬執行に關し事後承諾を求むるの件にして理由は只今書記をして朗讀させますから諸君に於ても滿場一致可決を切に望む次第であります、之れ即ち故鈴木君が生存中租界の爲め盡瘁されました功績に對する吾々の敬哀を表明する所以であります

川島範夏君 家族には相談して既に承諾も求めてあります従つて民間諸君が賛成なさるならば勿論家族の悦ぶことと思ひます

吉田房次郎君 私は異見があります

高野議長 鳥渡お待た下さい此の問題に就き種々議論が出ますのは必登するに鈴木君の案に對し甚だ不敬であり生前の勳勞を無視するものと思ひますすから一時保留致しまして更に熟議を重ねたる上提案あらん事を希望します

森川照太郎君 折角ですが私はお断りをします反對者の御意見を聞きたく思ひます

遠山委員 趣意は勿論賛成です而し私には一の疑問がありますと云ふのは故人に對し敬意を表するは結構ですが唯家族の人が之がため民間より一の恩義を受けたと云ふ考へを出された場合些し具合が悪くはないかと懸念します但し今述べられた川島君の意見が絶体の保證あれば格別ですが而し絶体的に信する事は出来ません

森川照太郎君 此の場合家族の意志を聴く餘地はありません何故ならば家族の爲めに建てるのではなくして公衆一般の爲に建てるから遠山君の懸念は些しも必要ないからと考へます

高野議長 兎に角此の問題は二三日延期を願います

森川照太郎君 止むを得ませんでは後にて可決を望みます

高野議長 日程第二、電燈營業契約更新願出に關する決議案

議事日程を變更致しまして之より第七の電燈問題に入りたく思ひます御

異議はありませんか
(満場異議なしと叫ぶ)
高野議長 只今石澤委員長より本案提出に對し説明あれば御静聽を希望します(拍手)
石澤委員長 本案の提出を見るに至りました今日迄の経路を申上ります抑々本電燈事業は去る明治三十九年始めて天津起業組合に對し許可致したもので大正十一年十一月迄で滿十五ヶ年間電流供給の特權を得ました而して爾後本業の經營は東京建物株式會社により之を繼承し今日に至りましたもので建物會社よりは大正七年十月更に契約更新の願出を提出し参りまして永續許可を申請しましたが當時行政委員會にても成案を得るに至りませんでした依て大正八年民會より五名行政委員會より五名の調査委員を選挙致しまして昨年末より本年度に至り種々調査しました結果漸く之が報告を得ましたので茲に右の報告に基づき本案を提出致しました次第であります
(黒澤書記朗讀)

電燈營業契約更新願出に關する決議案
決議事項
第一、建物會社の契約更新に對しては民間は其意志無き事を回答する事
第二、建物會社と契約満期後に於ける租界内電氣供給は民間之に當り之れが爲め自營の轉運處を設け他の發電處より購入したる電力を各需用者に供給すること

第三、前第二項を遂行する爲め將來之に要する資金金貳拾萬圓及銀六萬圓に相當する額の開債を起し其實行及事業の經營を行政委員會に一任すること

理由
別冊租界電燈事業調査報告に基き審議の結果本文の如く實行するを適當なりと認む

高野議長 諸君本問題は頗る租界のため重大問題でありますから充分慎重審議あらん事を特に御注意申上ります

太田利三郎君 此の電燈問題に對する調査報告書を見ると頗る誤植がある様に見受けられますから御訂正を願ひます

高野議長 何處ですか

小倉知正君 私の手元には調査報告書はありませんか重大問題を議するに當り此の場に配せずして審議せんとは不當であります(拍手ヒヤ／＼の聲起る)

天野書記長 左様な事はない筈と思ひます新議員には場の入口の所で諸君にお渡し

高野議長 貴郎は新議員ですか舊ですか

小倉知正君 私は新議員であります

高野議長 新議員ならば貴郎の攻撃は至當ではありません
(黒澤書記朗讀報告書の誤植の点を訂正すべく朗讀し議員訂正す)

太田利三郎君 此の問題は技術上にも立入りて質問する個所あるが行政委員の中に

は技術に關する智識なきやう見受けられます依り技術者の答辦を望みますがその手配はありますか

高野議長 技術調査委員に答辦するやう取計つてあります

太田利三郎君 然らば技術者の答辦は行政委員に於て其の責に任じますか

高野議長 勿論であります

大澤調査委員 諸君本問題の調査委員たる小林君は目下内地に歸還中であります

調査の報告をする事が出来ません依て不肖私が代りまして御説明申上ります勿論詳細なることは時間が許しませんから其大畧を申上ります抑々本調査會は五名が調査委員となりまして昨年の五月中旬に成立し選舉の結果委員長に小林君副委員長に不肖私が當選致しました而して本會の主旨は第一會合の結果議論の爲め調査の根拠を覆さるるを恐れ秘密裡に調査の歩を進めました然るに元の委員が調査せる書類を受取りまして調査せる所戦後に於ける物價の高低其他の關係もありましたため更に新しく調査を開くこととなり委員は各々責任を以て働きましたその結果より以上のものを得たく且つ公平なる成案を得たため他に調査方を依頼せんとし遂に之を滿鐵に願ふ事になりました而し依頼するにしても莫たる考へにて願はれず種々なる材料

(29)

を集め一方土地建物會社にも願つて九月四日始めて黒澤理事を満鐵に派遣しました所が満鐵にては宜しく快諾下さひまして調査の結果種々なる紹介もあり又た色々な材料をも送附致しました然るに満鐵にては其係員たる技師が種々なる用件ありしため當方の思ふ程調査も滞らす而も技師は中途米國に旅行せるを以て此間非常な調査が遅れ一時世間の誤解を招きましたが事情は前の通りなれば此点は吳々も諒解を得たく思ひます斯の如くして十二月十七日に至り漸く設計は届きました此の設計たるや要點は些し調査せず唯申請の設計にて實に私共は意外の感に打たれました而も利益や損失に至りましては些しも研究しあらず私共の豫期に反する事頗る大なりしを以て更に當地に於て立案すべく着手致しました斯の如く期間は長く延引しましたが再び材料を集め親切に設計し二月七日漸く調査を終了しました之れ則ち諸君の御手許にある調査報告書であります而して調査完了するや直に此を行政委員會に報告し私共の責任は茲に全く果された次第であります尙ほ私は便宜上諸君の御質問に對し答辯は致しませんが勿論責任もなく議論は絶体にお断り致します又た調査中委員會は八回開會致しまして此間三名の委員が退職され三名が就任しました即ち調査完了迄の経過は概略前申上たやうな状態でありました(拍手)

川島範彦君 私の希望は具体的に説明を願いたいと思ひます

高野議長 何しろ此問題は難多な事柄が含まれてありますから貴方が此れと思ふ点を御質問になつては如何ですか

(30)

白井忠三君 只今調査委員を代表して大澤君の御説明があつた通り調査終了迄の経過は諸君も御承知の事と信じます川島君の希望せられた内容の説明は時間も掛りませんから私は單に結論に至る迄の説明を致します

抑々調査の方法は第一如何なる條件に依つて建物會社に委任するか第二建物會社と或は租界に關係深き民間の二方に俟ち電燈の經營を任せと云ふ事に基礎を置いて研究したのでなくして我々の目的は此の事業に依り民間の財源を得たりと云ふ點に立脚したのであります尤も委員長からも右の要求がありました

隨て利害關係の相反する地位にある建物會社の設計を推論し斷定する事は不利でありまして利害關係のなき満鐵に依頼するが最も公平であり妥當であると思ひ同様に依頼する事になつた次第であります所が單に設計を聞きしのみにて肝要な經營に對する豫算は報告に接せず止むを得ず當地に於て再び立案せねばならぬ事になつたのであります所が一方建物會社に之が經營を委任する時は發電所を撤收し新に新機械を購入しなければ經營の至難なる事を發見致しましたと云ふと莫大な資金を得なければ發電所は出来ぬと云ふ結論に到達したのであります茲に於て吾々は電力は他から供給を仰がんと考へたのであります即ち調査報告書にある通り甲乙兩案を比較研究し以つて結論を得ようと思つたのでありますそれから工事上の設計にも移りました設計は主として現況を基礎とし又た機械類は満鐵調査の報告を参考にし選定致しました之れを要するに甲乙兩案を比較研究しました結果遂に乙案が安全と

(31)

見做す結論を得たのであります所が乙案と確定せるが爲め乙案は他から電力の供給を受けるのだから如何しても民間が經營するより外に仕方がないと云ふ事になつたのであります尙ほ詳細は専門委員から説明がありませうが大畧は以上述べた如くであります(拍手)

(此れより藤田小平次君對櫻井調査委員との間に技術専門上に互る質疑應答あり)

土井米市君 生きた實例は他にも多くありますから枝葉の問題に對して討論の餘地はなからうと考へます要するに甲乙兩案の何れを採るか討論せん事を希望します私共には技術上に互る質問は分りませんから止めて載き實際問題に入りたく思ふのであります

(賛成進行(と叫ぶものあり))

大木幹一君 此の決議案を見ると第一は建物會社の願出を拒絶し第二及第三は拒絶した後に於ける處置に關するものであるから何れが能きかを斷定し又何れを可決すべきかを討論し第一項を決議したる後第二第三の方法は別に討論しては如何でせうか即ち決議事項を別個にして決すと云ふのであります

森川照太郎君 私は動議がありませぬこれは決議事項の標題を「電力供給に關する決議案」と訂正すれば大木君の意見もなからうかと思ひます

松村利男君 取捨が必要であります先決問題は民間から契約を拒絶するか或は建物會社にやらせるか私は大木君の意見に賛成します

(32)

石川通君 私は反對であります昨年と同じに出で居るから矢張り従前通りにするのが至當と考へます

高野議長 大木君に賛成の方は起立を願います

(起立者三名)

高野議長 少數と認めます動議は成立致しません

太田利三郎君 諸君私は勿論二百萬圓の資金を有する土地建物會社に使はれて居る一使用人に過ぎない者であります然し私は土着派連に煽動左右されて此に立つた者ではないのであります之の問題に對しては相當の講究と自信とを有して居る蓋し私は私一個人として居留民全般のため説明する者であります

と前提し電線路明細及價格「調査報告書參照」は杜撰な調査であります更に價格は差引六万六千圓の増加となり又「同報告書四十頁」本事業經營に必要な人員及之に要する給料を左の通りとするの内技術員一名を二名とし助手二名を一名に集金人及小使の支那人中に日本人をも加へる事必要であります又俸給は低廉であります(此の間簡單のの聲起る)

西村博君 問題は技術上の事もあり理倫上の事もありますから他の特別委員に附託し更に討論しては如何ですか私は之を動議と致します

白井忠三君 一應お尤の儀であります昨年同様の民會に於ても開會を前提として之を提出致しましたが理事者は事重大なれば行政委員中より特別委員を五名民間議員より

(34)

爲め甚だ不利益であります私は未だ諒解に苦しむ点もあれば一つの審査會を設けた
 と思ひます
 鷲田小平次君 西村君の説に賛成します又調査報告書の二十四頁から三十七頁に
 至る迄はんで誤算となつて居ない人を偽して居る
 高野議長 人を偽して居ると云ふ事は甚だ不適當であります議長は此の言葉の取消
 しを命じます
 鷲田小平次君 取消します
 白井忠三君 私は議事進行に關し動議があります私は原案に對し可決を躊躇さるる
 諸君の胸中を疑はざるを得ません要するに今晚の問題は儲かるか儲からぬかの問題
 てあります又數字に排難はあるが併し儲からぬとは誰も云はないてはありませんか
 かるが故に私は茲に一つの動議を提出致します即ち専門的討議は一時打ち切り原案の
 採決を希みます
 大木幹一君 私は決議事項の第一には賛成致します唯發電所を自分で持つか或は他
 から買ふか又他に方法はなきか若しあれば其方法を質問します
 遠山猛雄君 或る要求を提出して建物會社から供給を仰ぐ若し應じなければ一つの
 實利會社を造へ當方の條件に應じた時に之に任せ或は全然他より供給を仰ぐ外はな
 いと思ふのであります
 小倉章宏君 私は原案に修正を加へたく思ひます元來私は團體論者である出来るな

(33)

り五名の委員を選出して此の問題を審議研究しましたもので西村君の説に依れば吾
 々の立案に對して何か疑問があるやうに思はれ且つ此の案に對して信任が置けぬや
 うに考へられますが一旦自治体より託され之を慎重審議した案に多大の疑義を挿さ
 まれると云ふが如きは自治行政の基礎を危くするものではないからうかと危むもので
 あります(拍手)而も再び委員會に附託し又た之に疑問を挿み更に又た委員附託に
 して研究するが如きに至りましては本案の歸趨に迷はざるを得ないのであります私
 は此の意味に於て西村君の動議には遺憾ながら反對せざるを得ないのであります
 (拍手)
 小倉章宏君 私は此の問題を一時間か二時間の間に決定すると云ふ事は至當でない
 と考へます即ち他に何等かの方法を設けて懸念的に決定されん事を希みます
 中根齋君 只今白井君の云はれた如く昨年の民會に於て特に十名の調査委員に託し
 たもので此の案の可否に關し反對なれば此場を明瞭に説明されん事を希望します若
 し分らなければ學校にても入學するより外に仕方がありません常識より推斷しても
 或る程度迄は判明する事と思ひます私は一刻も早く此の場所に於て決定を切に希み
 ます(拍手)
 西村博君 只今本案維持に就き御説明がありました併し今の状態から見ますと此
 の問題は明日に至つても可決を見まいと思はれます果してそうである致しますと
 此の問題の爲め他の諸問題を討議する事が出来ぬやうな事があればそれこそ租界の

(36)

第四回 議事日程 三月廿五日 會場 公會堂
 第一、電燈營業契約更新願出に關する決議案(第二讀會)
 第二、天津駐屯軍病院移轉に關し不動産に對する民間權利の得喪行為を行政委
 員會に委任の件
 第三、天津駐屯軍病院移轉資金として居留民團一時の借入金金を爲すの件
 第四、天津駐屯軍病院移轉費特別會計條例案
 第五、特別會計天津駐屯軍病院移轉費收支豫算案
 第六、領事館令第一條及第七條中改正建議案に關する調査委員報告の件
 第七、課金法調査會委員選舉の件
 第八、大正九年度居留民團談入出豫算案
 第九、行政委員並に豫備行政委員選舉
 第十、民間出納検査委員選舉
 午後八時三十分振鈴開會 議員の出席若くは代表せらるる者八十九名
 高野議長 只今より電燈問題第二讀會に入ります大澤委員より説明あれば御静聽を
 望みます
 大澤委員 皆さん私は此の問題の調査委員の一人てありますが該調査會の結論は團

(35)

らば團體も起したり又た決議事項の一二は賛成ではありまするが三の行政委員會に
 一任する事に至りましては反對であります
 (第二讀會の部であると呼ぶ者あり)
 高野議長 之れより第二讀會に入ります御異議はありませんか(異議なしと呼ぶ)
 西村博君 私の先刻提出しました特別委員附託の動議可否を採つて戴きたい
 大澤大之助君 時間は唯々として十二時を指して居ります第三讀會に移す意志があ
 りますか第二讀會に留めて置いては如何ですか
 高野議長 第二讀會の都合に依りまして決します
 藤田語郎君 只今迄で議長の態度を見ますに恰も行政委員長格があるやうに見
 られるのは甚だ遺憾でありますやうなものと議員の言論を壓迫するやうな態度か
 あるは甚だ不公平であります私は敢て議長に御注意申上げます
 (議長選舉と呼ぶものあり)
 高野議長 西村君の動議に賛成の方は起立を願ひます
 (起立者六名)
 高野議長 少數と認めます動議は成立致しません
 森川照太君 第二讀會に移りましたれば第三讀會は明日に延ばしては如何です
 高野議長 本日は之にて閉會致します
 時に十二時

(37)

營とし同時に乙案を有利なるものと斷定したのであります併し私は私一個人としての意見を述べます抑々あの決議案の中に「他より電力を供給する」その「他で」ありませんがこれは民間以外の「他」より云ふ意味にしたいのであります元來私の持論は租界内に發電所を持たないと思ふのであります何故ならば機械が万能でない以上外國會社から電力の供給を仰ぐ事は一朝有事の場合に甚だ困難を來します些し大袈裟のやうですが列國監視の内に他から供給を俟つと云ふ事は我が租界の威信にも關しやせぬかと考へるのであります而して此の問題に對し議論百出するのは四つの暗流がある爲と思惟致します即ち第一は從來建物業の營業上に好感を有せざる人第二は建物業が經營中の過去に於ける隱微時代ありしが之に自覺したる人第三は建物業の系統を延いて居る人々々々反對する人第四は之を團營にし一會社を組織して其經營に磨らんと野心を抱く人之等が其の主因と考へられるのであります而も建物業が議員を買収したるが其他種々な揣摩應説あれども會社は民間利益のため慮心担懐の心理あるは私の感觸する所であります之を要するに決議は如何と云ふに覺り隱微なる方法を執りたいと思ふのであります即ち電力供給を建物業に委する(否、否と叫ぶ)或る條件を提出して之に應じたれば若し不可なれば外國より供給を仰ぐ併し此は最後の手段であります(拍手)

高野議長 只今岡田委員から申込がありました
岡田三郎君 私は此の問題に就きまして一昨日來より色々考へて居りましたが只今

(38)

會社の意見を申し上げます會社は一昨年十月の七日に相當の條件があれば永続せんとし契約更新の願出を租界に提出致しました併し昔の命令書を延長したのではありませぬ而して契約は報償契約を内地と同じやうにやり民間と契約を結び且つ私の方は報償契約なればやると云つたのであります勿論發電所を租界内に置く目的でしたので随つて他から電力の供給を仰ぐ案に就ては考へて居りませんでしたすから民間と會社とは其主義は同じであつたのであります併し會社は營利會社でありますから相當の利益があれば經營致しますが併し暴利を貪る性質のものではありません又た今日迄て左う云ふ事はありませんでした又た會社が何故運動せなかつたと云ふ事は社會の誤解を招くを虞れたからであります然るに議員を買収したなどと云ふ事は私の甚だ疑念に思ひ斷然さう云ふ事のなかつたのを明言致します固から會社は無理にも經營する意志は些しもなく寧ろ民間の利益の爲めには一徹の力となるべく考へて居た次第であります乙案が完全に出來て居れば大分利益もありませんが調査の結果利益はない利益がなければ勢ひ甲案に移りまして乙案を斷然可決される事は不安に思ふのであります御諒解を希望致します(拍手)

高野議長 只今藤田語郎君が行政委員を辭されまして監督官廳に於かれても御認許
藤田語郎君 只今議長より報告がありました私が昨年十二月末行政委員の補欠として爾來三ヶ月間其の職に居りました所が歸らずも此の問題の委員なりしたる補充

(39)

忌憚なき意見を述べると算りて居りましたか不可能でありまして一種の威口令を施されて居りました抑々此の問題の起りは二年前頃からでありまして以前の行政委員が情實に促はれて居る爲め私の意見は些しも通過致しませんでした問題の紛擾する主因は收支計算を明にして居らなかつた爲で會社が之を明瞭にしないかつたのは相當の責任を擔はねばならぬと思ひます(拍手)又た會社が横暴と呼ばれるのも事實であります

それから今回の調査會に入りまして提出された案を見ましたが仲々立派なもので此の点には私も感服致しました若し會社が之に對抗案を示せば吾々は満足でありますか明示せぬ事から考へると利益があると思ふのであります然らば問題を如何に解決するかと云ふに建物業が出た收支計算が果して正確なるものか又た信すべきものか二割以上の利益があれば二割下げるか或は二割を民間の財源にするも宜いだらうと思ひます元來私は團營主張者であります併し電燈問題で利益が得られるならば他にもあります金、金と云ひますが金は六年半後でなくば得られないのでありますそれから此の決議案の實行には困難の点があります第一第二は宜ひとして第三の團債を起すは問題であります既に團債は二回もありまして此の苦境から又た團債を起すより會社に十萬圓あると聞きますから五萬圓を取つて團財にしたら宜からうと思ふのであります要するに私の意見はこの儘會社と今年より契約を更新し後に至つて民間經營にしたい旨の條件を附して置けば宜からうと考へるのであります

(40)

士井米市君 諸君は會社に同情されるのが人情であります併し人情は私情ぢやないかと思ひます會社が吾々から取つて居る料金は他よりも五六倍でありまして二割以下は蓋し天津の奇跡であります(拍手)て私は乙案は論議があるやうですから之を廢し甲案を採られん事を望みます甲案の反對論者は爲替の不安と財生の二点にあるやうですが決して爲替に對しての不安はありません又財生に就ても之れだけの財源ある民間の團債に貸さぬと云ふ資本家はあるまいと思ひます經濟學上そんな譯になるのぢやないでせうか(笑聲起る)てそれから此の二点には少しの懸念も不必要であります私は甲案に賛成致します(拍手)

沖田介次郎君 私は團營論者であります會社の料金は非常に高いとの聲がありますから之を民間經營にして料金を下げ租界と諸君一般の幸福を圖るのが私の主義主張であります

高野議長 最早論議も盡きたやうに思はれますから之より第三讀會に移ります
石川通君 報告書は悪いとは思ひませんがどうも書かれただけでは儲に落ちぬ点も
高野議長 それ第一讀會の時に願ひたかつたです(議案にあらずと叫ぶ者あり)
藤田語郎君 行政委員に御質問致します本案は苦し通經した時は行政委員は責任を以て實行致しますか

(42)

人の生活状態の幸福に基礎を置く所謂社会政策の爲であります
 高野議長 小倉君の動議に賛成の方は起立を願います
 (起立者多数)
 高野議長 動議は可決と認めます (拍手)
 白井忠三君 私には原案維持を希望します
 抑々租界内に發電所を置くならば民間の自營にしたいのであります。吾々一部の考へは何も莫大なる財源を起し費用を入れて起す必要は些しもないのであります。況して決議案に東洋的の條件を附して自由を奪ふよりは寧ろ條件などは附さぬ方が實用的であると思ふのであります。又小倉君の提案された第二の一割以下の割引を断行することの事に至りましては私は其の計算基礎の那邊から出たかを疑はざるを得ません。今更ら茲に申す迄もなく開業は社会政策の上に立脚して居るもので強ら附言する必要も認めません。ですから利益さへあれば二割でも三割でも引くのは當然であります。小倉君の云はれは二割でも三割でも引くのは當然であると思ふのであります。又白井君の云はれた言葉の中に社会政策の爲めなら利益があれば二割でも三割でも引くのは當然であると思ふのであります。此の言葉を諸君と共に永久忘れないやうにしたいのであります。
 白井忠三君 只今のは反駁に對しては私の申上やうが足らなかつたのであります。私

(41)

石澤委員長 勿論其の算りて上程したのであります
 藤田語郎君 私は茲に修正の動議を提出致します。それは決議事項の第一建物會社の契約更新に對しては民間は其意志なき事を回答する事を「民間は其交渉に應ずべし」と修正したいのであります。
 高野議長 藤田君の動議に賛成の方は起立を願います
 (藤田語郎君一名起立)
 高野議長 少数と認めます
 大木幹一君 私は第一項の契約更新に對しては云ふのを契約更新「願出」に對しては二文字加入を希みます
 高野議長 御異議はありませんか (異議なしと叫ぶ)
 高野議長 第一項可決と認めます (拍手) それでは第二項を朗讀致します。異議はありませんか (異議あり異議なしと叫ぶ)
 小倉章宏君 第二は其儘とし其の次に
 (一)「前項發電所は民間の設計に基き租界内に之を設置せしめ其契約には一定期間の後此を民間に買収する事を條件とする事」
 (二)「電燈料金は東京建物會社天津支店現行の料金より一割以下の割引を断行する事」
 の二項を加したるのであります。一寸此の理由の説明を申し上げますが之は一に各

(44)

るものと思ひます諸君の賛成を希望します
 石澤委員長 行政委員會に於ても大木君の修正案に賛成致します
 西村博君 私も本案には賛成致します
 小倉章宏君 私は種々熟考の上私の提出しました修正動議を撤回致します
 高野議長 大木君の修正動議に賛成で御座りますか御異議はありませんか (異議なしと叫ぶ)
 高野議長 満場一致可決と認めます (拍手)
 大木幹一君 第二項修正の結果當然第三項の修正も必要であります故に私は第三項を「前二項を遂行するため其實行計劃を行政委員會に一任する事」と修正致したく思ひます
 高野議長 御異議はありませんか (異議なし賛成と叫ぶ)
 高野議長 では満場一致可決と認めます (拍手)
 藤田語郎君 第三議會を省略し確定しては如何ですか
 高野議長 本案に賛成の方は起立を願います
 (満場起立)
 高野議長 本案は修正可決確定と致します (拍手)
 高野議長 本日は之にて閉會致します
 時に十一時四十分

(43)

の申しました社会政策なるものは諸君の頭にかかる財源ではないのであります。民間の財源を得る爲め社会政策でありまして建物會社の利益を増加させる政策ではないのであります
 西村博君 私は動議を提出致します
 (此間議場騒然然として紛擾を極む甲論乙駁擧げ喧嘩ありたり)
 森川照太郎君 議場が甚だ紛擾して居りますから私は一時休憩を希望します
 高野議長 十分間の休憩を宣します
 時に十一時四十分
 高野議長 再開を宣します
 時に十一時
 大木幹一君 先刻小倉君の修正動議がありまして之に對する白井君の反對説がありました。私は此の休憩中小倉君と白井君の意見を聞きまして結果兩君の意志に何等離隔せる点のないのを認めました。要するに白井君の説は租界内に發電所を設けるのも宜いが併し出来ぬ場合は何れもその意見であります。私は依つて小倉君の修正案として更に動議を提出致します。それは原案の第二を「建物會社と契約満期後に於ける租界内電氣供給は民間に當るものとす」と切りまして行を新にしまして
 「民間に於て發電所を自營する能はざる間は自營の變壓所を設け他の發電所より購入したる電力を各需用者に供給すること」之の修正案は白井、小倉の兩案に合致す

第五回

三月廿六日 會場 公會堂

議事日程

- 第一、天津駐屯軍病院移轉に關し不動産に對する民團權利の得喪行為を行政委員に委任の件
- 第二、天津駐屯軍病院移轉資金として居留民團一時の借入金を爲すの件
- 第三、天津駐屯軍病院移轉特別會計條例案
- 第四、特別會計天津駐屯軍病院移轉費收支預算案
- 第五、大正九年居留民團歳入出豫算案
- 第六、領事館令第一條及第七條中改正建議案に關する調査委員報告の件
- 第七、課金法調査委員建議案
- 第八、營業課金條例改正建議案
- 第九、雜種課金中條例改正建議案
- 第十、居留民團法並に館令改正に關する建議案
- 第十一、外務省令居留民團法施行規則追加規則發布請願並に天津總領事館令居留民團施行法に關する件改正請願建議案
- 第十二、民團吏員規程改正建議案
- 第十三、故鈴木敬親君銅像建設に關する建議案

(46)

(45)

第十四、行政委員並に豫備行政委員選舉

第十五、民團出納検査委員選舉

八時二十分振鈴開會議員の出席若くは代表せらるる者九十二名
 高野議長 之より開會致します日程は第一より第四迄一括して議題と致します
 大木幹一君 昨日決定致しました電燈問題の決議事項中の「計劃」に就き鳥渡御説
 明申上ますあの「計劃」の意味は實行に至る迄の行爲と云ふのでありまして或る
 程度迄で人間の力の加つたのを意味して居ります單に枕上の空論にあらず他日の誤
 解を避くるため一言申添て置きます
 石澤委員長 軍病院問題に就き御説明申上ます現在同病院は旭街にありまして此の
 病院があるため市街の繁榮を阻斷されて居ります爲めに大正三年軍隊側より非公式
 に若し他に移轉する土地と建物を供給されるならば移轉しても宜いとの申込があ
 りました然るに昨年に至りまして或る組合より軍隊側との話が續まり案を官廳に差
 出しました所領事館より種々の諮問が御座いました依つて茲に租界は軍隊側と相談
 致しました結果今日の案を得るに至りました次第で御座います
 太田利三郎君 私は本案には賛成致します併し行政委員に質問致しますが民團上に
 於ける自治制の性質はどんなものであるが委員長にお尋ね致します
 石澤委員長 それは後に願ひたい御座います
 太田利三郎君 營利のみが自治体の性質ですか

(48)

(47)

石澤委員長 營利のみではありません

天野理事長 お答へ致します自治体の性質は住者に對する安全であります之が爲め
 には勿論營利も必要であります
 川島範彦君 私も本案には賛成致します併し軍病院の道路を譲り受けたる後相當の
 價格で賣却されるとき聞かぬが此の場合豫算より高く賣れぬ時は奈何なる方法を執ら
 れますか
 天野理事長 御尤もであります併し數年前よりの經驗に依り収入を定めて二十万二
 千五百圓を計上するには各方面よりして決定したのであります併し豫算の價格では買
 手なしと云ふ時には問題は成立致しません併し調査の結果に依りますと豫定より體
 に高く賣れる見込があります
 大澤大之助君 土地賣却金に就きどの邊は何處此處は幾何であると云ふ豫定額はあ
 りますか
 天野理事長 御座ります
 大澤大之助君 秘密でなければお説明を願ひます
 天野理事長 秘密では御座りませんが九十圓平均で御座います
 清水幸三郎君 旭街に最近賣買が出来たと聞きますが九十圓は少し高いやうに思は
 れます標準の九十圓は何處から算出致されましたか
 天野理事長 景氣の模様を見て行政委員會に報告したのであります

小倉章宏君

天野理事長にお質問致します賣却代金の内敷地は右の代金中加入し
 てありますか
 天野理事長 這入つては居りません
 日井忠三君 收入豫算は競買にする時之の豫算額が入札額の最低額ならば其人に賣
 却するのであります勿論豫算の標準は利害でありませうが茲に示したものは豫算
 額であつて競買の時の最低格でありますか
 天野理事長 民團は出来るだけ高く賣却する考へてありまして儲ければ儲かる程租
 界は幸福になりますからまあ宜い加減な所で數字を出したのであります皆さん
 もお歸りになりましたら賣却の事を吹聴されて成るべく高く賣れるやうに御盡
 力下さい(笑聲起る)
 大木幹一君 賣却の場合有る一定の資本家に賣却するよりも相當の條件を附して各
 人に分配されたが宜ろしいでせうと考へます
 天野理事長 御注意は考慮中に含み置きます
 高野議長 もう御議論も盡きたやうに考へますから議會省界にて可決を望みます
 小倉章宏君 何時頃より開始して何時頃迄に移轉が終了致しますか
 天野理事長 それは若し此の案が可決致せば直ぐ願書を領事館に差出して許可
 を得次第土地の埋立をなします之には大凡一ヶ月を要しますそれから建築には約
 五ヶ月を要す見込でありますから六ヶ月後には完全に終了致す豫定で居ります

(50)

(49)

小倉章宏君 土地の買入れは何處からされますか
 天野理事長 土地建物公からであります
 小倉章宏君 工事中代金の支拂を先方から全部くれと云ふ時には困りは致しませんか又さうなるに利息率に變動が起るやうな事はありませんか
 天野理事長 租界の支拂は一ヶ月一回と契約してありまして一度に全部支拂ぬとも差支はないのであります
 小倉章宏君 一時の借入金は年度内ならば年度を換へた方が好いと思ひます又行政委員に質しますが土地買却代金の用途は如何なる方針の内に九年度豫算に含まれ居りますか他に融通するかお聞き致します
 天野理事長 四万圓の利益は決して今年度の豫算には使ひません第一水道第二水道第三道路の各方面に費ひます
 小倉章宏君 歳入歳出になきものを特に流用するは必要なれども自治体のため將來弊害を招く恐れはありませぬか
 天野理事長 それですから水道下水道と表明してあります決して曖昧ではないのであります
 大木幹一君 處分方法は行政委員会に一任すると云はれましたが左様ですか
 天野理事長 固より左様であります
 大木幹一君 之の敷地買却を行政委員会に一任することは早計ではありませんか全部の一任は不可と思ひます「剩餘金」はと云ふ項を削除しては奈何ですか
 高野議長 御議論も早や盡きたと思ひます依つて日程第一より第四迄を可決致したいと思ひます御異議はありますか(異議なし賛成と叫ぶもあり)
 高野議長 では原案の通り可決確定と致します(拍手)
 高野議長 此より日程第五の豫算案に移ります
 大木幹一君 豫算案に入るに先ち本員が提出致しました雜種課金の建議案を討議致したく考へます幸ひ本案が通過致しますと本年度の豫算に二三千圓の収入がありますから先に討議を希望します
 坂本信一君 豫算案の討議は重大な問題でありまして而も頗る重大なるものなれば短時間に討論終結は至難であると思ひます又た大木君の案は通過すると條例改正の必要ありますから本案を先にすべきが至當と考へるのであります
 大木幹一君 簡單なれば條例改正の必要はありませんと思ひます私は私の建議案の可否を當場に問ひます
 高野議長 日程變更を可とする者は起立を願います
 高野議長 (起立者少数)
 高野議長 少数と認めます
 (高野理事長豫算案の文字改訂の箇所を指摘朗讀し皆之を訂正す)
 林隆吉君 今訂正した外に誤算もあり誤植もあります一々算盤にてあたりましたか

(52)

(51)

天野理事長 勿論遠慮なきを期しました然し本案担当の理事が急に内地に歸りましたので校正の行届かぬ点もあると思ひます誤算の点あらば御教示を願います
 (林隆吉君誤算誤植の箇所を指摘し皆之を訂正す)
 高野議長 第五の日程に入り只今委員長から豫算案に對し説明があります
 石澤委員長 本豫算案に關しましては行政委員会に於きましても随分苦心し遠慮なきを期した算りて御座います詳細は諸君の御手元にありますから之を省略致しますが就中教育の方面には極力力を入れまして編成致しました次第で御座います希くは諸君に於かれても當事者の微衷のある所を諒とされまして慎重審議あらん事を希望致します
 林隆吉君 宿直料の内一夜五十錢とし三百六十六日としてありますが此の一日は九年の間十年の間を誤つて計上したのであります御訂正を願ひます
 天野理事長 此れは八年の間を九年と誤つて計上したのであります御訂正を願ひます
 石川通君 質問致します第一課金中土地並に家屋課金は民間の資本とも云ふべきものであります但し此の土地課金が低いと考へます一体此の課金は内地遊では高いものであります何故斯の如く低いかと質問致しました所目下研究中であると少しも要領を得ませんでした舊獨逸租界は地租一分家屋税も一分之は高いと思ひます英租界は二千四百兩露租界にても一畝に就き二千三百兩であるのに獨り日租界は何故安いのでありますか營業税等を高く徴收するのは社會政策の爲め不利益であります幸ひ本年は課金調査會もあれば建議として目的を達したのであります又た雜種課金を收めて居る旅館の主人とか或は料理屋の主人が選舉權を與へられぬと云ふ事は人道より論じ甚だ不公平であります之等には等しく選舉權を與へねばならぬと思ひます
 遠山猛雄君 第一の土地並に家屋税の御質問は私も石川君と同意見であります實は此の問題に就き屢々議論も起りましたが未だ成案を得るに至りませんでした第二の選舉權賦與の問題も完全にしたいと思つて居ります
 川島純事君 土地貸下料の單位及土地の面積は幾何ですか
 黒澤理事 二万九千三百二十三坪三五三其の内土地貸下料は十八錢七厘五毛、十八錢、十四錢、十錢、八錢、七錢、六錢、五錢、三錢、のこれだけあります期間は何れも五ヶ年間で契約更新の時は大概十一年で満期となります
 林隆吉君 十二頁の教育費中學校の校費などは遺憾であります又た衛生費中共同便所がないのも残念であります現に私は此の便所のないため巡捕が小便をして居たのを目撃しました(笑聲起る)去る十八日流會歸途にも公園前てやつて居るのを見ました(笑聲再び起る)
 遠山猛雄君 校費の専任はありますが十四頁に囑託醫手當と云ふのがあります
 坂本信一君 林君の共同便所に御答へしますあれは官憲に取締りを願ふより他に善

(53)

良い方法はありません共同便所を設備すると却つて立小便をする者の糞出を見る恐れがあると思ひます(笑聲起る)

林隆吉君 校舎は耳鼻咽喉科と聞きますか小児科の醫師にしたら如何ですか又た囁
証醫でなく専門醫を置きたく希望します

小倉章宏君 歳出第一款係給費の退職手當に就き質問致します併し私は退職手當が
多過ぎると攻撃するのはありません只將來のため懸念を悟すやうな事は欲せぬか
らであります兎角人の嫌がる職に勤勞ありし天野黒澤二君に對して第十四十五條を
適要するは安當でありませぬ私は今少しく優待の途を講せられんことを希望するも
のであります

石澤委員長 小倉君の御注意は有難くお受け致して置きます

石川通君 六日の授業料一弗と五十仙は少し高いと思ひます又た共同便所がない為
め私も立小便を一度した事があります(笑聲ドット起る)ですから立派な便所を三
四ヶ所に設置されたら如何です

遠山猛雄君 授業料は考慮中に含み置きます併し今日は適當と認めます

太田利三郎君 小學校の宿直料がありませんが必要はないのですか

遠山猛雄君 目下御眞影ありませんから今日の所必要はないそうです

太田利三郎君 夜學校もあるのですから宿直を置く事を望みます

林隆吉君 神社費の内神官の俸給五十弗は安いと思ふ又た賽銭の處分方法はどうし

(54)

ますか

天野理事長 神官は兼任で勤めて貰ふ考へて八月頃から入選する考へて居ります目
下は未定であります賽銭の處分は未だ神社も設立致しませんから決定致して居りま
せん

小倉章宏君 四頁の下水道使用料の本年削除されたる理由は如何なる譯ですか
天野理事長 條例發布されず従つて料金を徴收出来ぬ爲め千二百弗を削除したので
あります

石川通君 自用馬車と營業馬車との料金が同額であるのは政策上不公平であります
てすから營業馬車の料金を下げるか或は自用馬車料を上げるかしては如何です

西村博君 本案は頗る廣汎でありますより第二讀會に入りましても長時間掛り
ます従來は委員附託として議事の進行を廻り居りましたから前例に倣ひ審査員六名
に附託され明瞭審査の結果を報告されん事を希みます之は私の動議と致します

大木幹一君 八頁の俸給豫備金は幾何を計上してありますか

天野理事長 九百弗を取つてあります

沖田介次郎君 議會省々にて可決を希みます

高野議長 西村君の動議に賛成の方は起立を願ひます

(起立者多數)

高野議長 多數と認めます動議は成立致しました委員は議長より指命致します

(55)

大木幹一君 大澤大之助君 小倉章宏君 土井米市君 石川 通君 西村 博君
以上の六名に願ひます(拍手)

高野議長 之より日程第六に移ります本案は討論を用ひずして承認を希望します御
異議はありますか(異議なし賛成と叫ぶ)

●日程第六、領事館令第二條及第七條中改正建議案に關する調査委員報告の件

高野議長 可決と認めますそれは第七第八第九を一括して討論致したく考へます
従つて日程の變更を致したく思ひます御異存はありますか(異議なしと叫ぶもの
あり)

高野議長 確定と認めます今日は遅ければ之にて閉會と致します

時に十一時三十分

第六回 三月廿七日 會場 公會堂

議事日程

第一、大正九年度居留民團歳入出總豫算案(第二讀會續)

第二、課金法調査委員選舉の件

第三、居留民團關係法規の改正に關し其調査の爲め臨時財源調査會に率ひ民團
關係法規改正調査委員會を設置するの件

第四、雜種課金中條例改正建議案(大木幹一外十名提出)

第五、營業課金條例改正建議案(川島範寬外十名提出)

(56)

第六、外務省各居留民團法施行規則追加規則發布請願並に天津總領事館令居留
民團施行法に關する件(改正請願建議案(大木幹一外十名提出))

第七、居留民團法施行規則並に館令等改正調査會に關する建議案(西村博外十
名提出)

第八、租界内街路貫通及延長に關する建議案(西村博外十名提出)

第九、民團吏員規程改正建議案(森川照太外十名提出)

第十、行政委員並に豫備行政委員選舉の件

第十一、民團出納検査委員選舉

第十二、故鈴木敬親君銅像建設に關する建議案(森川照太外十名提出)

午後八時二十五分振鈴開會議員出席若くは代表せらるるもの百三十名

高野議長 本日の日程は其順序を變更致します只今書記をして朗讀致させますから
御訂正を願ひます

黒澤書記 日程變更順序を朗讀す

高野議長 日程第一の第二讀會を開會致します

●日程第一、大正九年度居留民團歳入出總豫算案(第二讀會續き)

沖田介次郎君 日程に入るに先ち私は一言致したい事があります此の希望を新行政
委員連に求む置く事は強ち無意義ではなからうと考へます即ち他の外國租界を通り
日本租界を通りまして一番不愉快を感じますのは汚水でありますですから私は何等

(58)

て取締を勵行しつゝあり更に取締を嚴重にすれば増収あるとの事であり六頁の請願巡捕費の本年計上せられたるは昨年九月天仙茶園が巡捕を止めたる爲にて臨時部の寄附金中昨年の六百圓に對し本年度の二百圓は甚だ少なとの疑問は一昨年来傳染病患者續出し之等の患者が退院して寄附せるかため多額に上りし譯にて昨今は患者等も殆んどなく従つて寄附もなきため減收せる事情であるとの事であり更に九頁に於ける神社費中神官の月俸五十兩は少額なりと之を質せるに目下神官は適材を物色中に他は副業を頼み此位にて願ひたしとの事でありますすから之も承認致しました十頁の神饌料と云ふのは神社設立後に於ける祭典料と云ふ意味であるやうであります依つて之を祭典費と訂正しました同頁の土木費中修道費の増加は北旭街曙街其他の道路を修繕する爲め必要だと云ふ事であり十一頁の碼頭費五十兩は工事に必要な棧橋を設けるに用である由其他雜費、教育費は増加してをりますが大体に於て主旨は合致して居りましては疑問の點はありませんでした尙ほ十六頁の消防被服費の増加理由は昨年迄消防夫十名なりしを本年は十五名に増員せしめた五名に對する衣服費である由十八頁の豫備費の増加も突發なる事件の爲に一例を擧ぐれば流行病などに要する費用にて之も尤も承認致しました更に臨時部中土木費の計上なきは宮島街の下水道工事に三萬圓を要し更に恒利金店より橋立街迄下水道新設の費用一万二千兩にて全部にて約四萬兩を計上せねばならぬが現在の所此の豫算額の收入

(57)

かの方法に依りまして汚水を下水道に流入し以つて此の不愉快を取り去りたいと思ひます此は當に不愉快を感ずるのみならず衛生不備の極點に達せるを暴驚せるものでありまして租界の爲め甚だ不面目な次第であります之れ私の新行政委員に希望したい事項であります

高野議長 只今電燈に故障が生じまして暫時消燈するとの通知がありましたから御休憩を願ひます

岡田三郎君 沖田君の御質問に答へます同君の御希望は近く實現致す事を茲に明言致して置きます

西村博君 昨日委員附託となりました豫算案に就き御報告致します之の審議に就きましては本日午後二時より七時迄の間に昨日選舉されました委員五名と行政委員並に租界吏員とが一堂に會合しまして質疑應答を重ねました依つて茲に其大体を報告し審査案を披露する次第であります先づ歳出入の中土地課金に就き課金が少額であるとの非難は法令改正の上改正すべしとの回答を得營業課金も調査會の可決を経て實行する旨の答辯がありました又た旅館とその他の雜種課金負担者に民會議員の資格を與へぬのは不法なりとの質問に對しては之も法令改正の後改革するとの説明を得ましたそれから四頁にある土坪約三百坪(大正九年度居留民團歳入出總豫算案參照)を現狀に放任し置くは租界收入の見地より不當なれば新行政委員會にて研究し收入の増加を圖るとの事であります次に第五頁にある自動車税は目下毎日巡捕をし

(61)

清水幸三郎君 之は理事長の定めたるものであります私は一昨年私の不在中民間は自分の所有地に勝手に手を附けたので交渉したが具体的話もありませんでした

天野理事長 先日貴郎は租界局に參られましてお調べになりましたか坪数は何坪かお判りになつて居りましようかそれは百七十坪で之より五百圓は計上したのであります

高野議長 豫算案外の質問應答なれば他日租界局と相談を願ひます昨日の審査會には臨席しましたが審査は充分致密で些しも漏れはありませんでした就ては石川君の通り讀會省界にて一致可決を希望致します(拍手)

高野議長 最早御質問もなく満場一致可決せるものと認めます御異議はありませんか(異議なし/賛成と叫ぶ者あり)

高野議長 それでは本案は可決確定と致します(拍手)

高野議長 之より日程第二に入ります

●日程第二、課金法調査委員選舉の件

遠山猛雄君 本案に就ては以上説明の必要はなからうと思ひますが一言附言致します抑々本案は租界發展の爲と社會の推移に依り提出されたものであります此の日程に續く二三の建議案を見ましても如何に本案の必要なるかは肯定され得る事と信じます而も之等の建議案は皆な課金改正の必要に迫られた結果提出されたものであります私共は於ても現行課金法の不備なる點を認め實際問題を研究せざ

(59)

は見込なく見込なきものを豫算に計上するも至當ならざるを以て計上しなかつたとの事であり併し之等の費用は特別收入の金で之に當る考へであるとの説明を得ました又た十九頁の水道費も計上してないが宮島街、浪花街、秋山街に布設する費用約一万兩を要すが之も收入見込なければ計上せず但し土木費と同様特別收入にて完成する考へなりと二十頁の埋立費負担額は數字に誤植ありしを以て訂正しました先づ大体前述の如き次第にて審査會を終りましたが當局も豫算編成に就ては可なり苦心されたるを認め其の勞を多と致しました本員は茲に之の豫算案の満場一致通過を希望致します(拍手)

清水幸三郎君 只今西村君より詳細なる御説明を聞き感謝致します其の中土地賃下料に就き何か質問や審査はありませんでしたか

大木幹一君 ありました要するに土地賃下料を上げ収入を計り又た他の課金の講究したる結果公平に増収を計るべく決定しました而して之が責任は課金調査委員に一任致しました

石川通君 御質問がなければ二讀會を省略し三讀會も昇し可決あらん事を希望致します

清水幸三郎君 十九頁にある道路敷地買収費の敷地は何處でありますか

大木幹一君 目下具体的の豫定地はないやうであります又た買収費の五百兩は土地買収に關する一種の準備金であるとの事であります

(61)

も部分の之を改正するは不可なれば概括して本案を提出した次第であります而して委員は行政委員より五名民會議員より五名を選挙する事になつて居りますが然し私共の選挙は改選もあれば委員の選挙は後に譲り此の主旨に賛成あらん事を希望する次第であります(拍手)

川島範彦君 委員十名を十五名としては如何ですか

高野議長 川島君のは動議でありますか

川島範彦君 左様です

高野議長 御賛成の方は起立を願います

(起立者少数)

高野議長 少数と認めます動議は成立致しません

高野議長 日程第二は可決致しました委員の選挙は後に行ひます

●日程第三、居留民團關係法規改正調査委員を設ける件

石澤民衛君 現在施行されつゝあります民團法規中には随分古きものもありまして改正の點は多々御座います私共は於きましても種々審査を重ねました結果此の案を提出したる次第で御座ります希くは諸君に於かれても本案に御賛同あらん事を希望する次第で御座ります

大木幹一君 説明にある法規の改正を目的とする調査會には私も同感であります

(62)

私は今此の時代遅れの法規の不可なる實例を挙げますが其は民會議員の六百名と云ふ事でありまして而も過日來の流弊を見るが如きは議員の數餘りに多くして互に責任觀念に乏しき結果にて此の點などは最も改正を叫ぶ必要を認めます唯民團法規の改正に就ては政府の許可を受けねばなりません此の案が日程に上程された事は吾が租界の爲め非常に幸福であります隨而此の案の上程と同時に私の提出しました日程第四及第六の二建議案は最早必要がありませんから茲に撤回致します又日程第五及第七の建議案も必要なければ提出者に其の撤回を希望しますが但し此は動議にあらずして提出者に對する希望であります(拍手)

西村博君 私も提出しました日程第七の建議案は突然提出されました法規改正調査會と其の主題を同じ致しますから茲に撤回致します

川島範彦君 私も諸君に倣ひ日程第五の建議案を撤回致します

森川照太君 私の日程第九の建議案を撤回致します

高野議長 第三の建議案は議會省署にて可決と認めます御異存はありませんか(異議なし賛成と叫ぶ)

高野議長 可決確定と致します

●日程第四 租界内街路貫通及延長に關する建議案提出者西村博外十名

西村博君 諸君の御手元配布されました通りに詳細は趣意書にありませぬから大體を御説明申し上げます抑々本案の趣意は租界内に於ける道路が中途にて遮断せら

(63)

れ居るは交通の不便と市街の体裁をも傷けますから之を貫通延長して一部の街區を改正するに於て御座ります即ち常盤街と曙街の二街であります而して之が設計等に就きましては豫算に餘裕がなくば承認の上委員附託とし行政委員會にて可決あらん事を希みます

藤田語郎君 賛成であります議會省署にて可決を希望致します

高野議長 異議はありませんか(異議なしと叫ぶ者あり)

高野議長 では可決確定と致します(拍手)

高野議長 それでは此より日程第十行政委員及豫備行政委員の選挙に移ります

●日程第五 行政委員及豫備行政委員選挙

船津總領事 選挙の執行に先ち一言諸君に私の希望を述べるとは本官の幸甚とする所であります此の租界萬般の施設を遺憾なく遂行し租界全般の福利と幸福とを増進するは一に行政委員諸君の手腕に俟たねばならぬのであります随つて諸君の責任は頗る重大であります又責任の重且つ大なる者を選挙するには充分の考慮を費し適任と思ふ者を選挙せん事を希望する次第であります就ては投票の立會人に兒玉貞雄、藤崎四郎の兩君に願います

高野議長 此より選挙に移ります

船津總領事 只今立會人に兒玉君を願ひしが歸宅の機なれば代人として平林儀左衛門君に願ひます

(64)

投票

(平林儀左衛門君 藤崎四郎君立會)

開票

(天野書記長及黒澤書記投票を讀上げ西山、鹽澤、高橋書記之を点計す)

高野議長 開票の結果を報告致します

投票總數二百零五票

百三十九票	小倉 章安君	百二十二票	岡田 三郎君
百十八票	富成 一二君	百十四票	秋田 貞吉君
九十二票	大木 幹一君	八十五票	白井 忠三君
七十八票	小林 和介君	七十四票	石澤 民衛君
六十六票	西村 博君	六十六票	藤田 語郎君
以上の十名は行政委員に當選しました(拍手)			
六十四票	高野 省三君	六十四票	川島 範彦君
六十票	遠山 猛雄君	五十四票	坂本 信一君
五十二票	田村 多吉君		

以上の五名は豫備行政委員に當選しました(拍手)

藤田語郎君 私は今回も行政委員の末席を汚す事になりましたが昨年選挙の際豫備

より補欠として當選し暫時委員の職にあれども過日感する所かあつて辭職したやうな譯で今回は辭職を致したう御座いますから御懸念あらん事を願ひます
高野議長 行政委員は領事館より許可を得なければならぬので只今のは候補者であります併し御意志のある所は官廳に申添へて置きます

●日程第六、民間出納検査委員選舉

高野議長 日程第十一の選舉に移ります規定に依り御投票を願ひます
石川通君 最早時間も運う御座いますから議長指命に願つては如何です

藤田語郎君 議長指命は先例がありません

高野議長 監督官の御意見を聴きましたが矢張り投票が至當だと云ふ事でありましてから御投票を願ひます又た今度の投票は只今當選せる行政委員及豫備行政委員以外の者に御投票あらん事を御注意申上げて置きます

船津總領事 堀籠虎之介、茂木一郎の兩君を立會人に指命致します
投票 堀籠虎之介 茂木一郎兩君立會

(堀籠虎之介 茂木一郎兩君立會)

開票

高野議長 (天野書記長投票讀上げ西山、鹽澤、高橋書記点計す)

開票の結果を御報告します
投票總數二百零四票

(65)

(66)

内
三十一票 土井 米市君、二十五票 堀籠虎之介君、二十二票 藤崎 四郎君
以上の三名が委員に當選しました(拍手)

十七票 木原 小平君、十四票 石川 通君、七票 中根 齋君
以上次点

●日程第七 課金法調査委員選舉の件

高野議長 日程第二の選舉を行ひます委員の定数は十名であります内五名は行政委員より選び後の五名を民會議員から選舉する事になつて居ります御含みの上御投票を願ひます

西村博君 議長指命に願ひます

高野議長 法規に依り投票を願ひます

船津總領事 それでは立會人に堀籠虎之介君と藤崎四郎君を願ひます

高野議長 開票の結果を報告します

二十八票 石川 通君、二十一票 黒澤兼次郎君、二十票 大澤大之助君

十二票 木原 小平君、十一票 田邊政次郎君

以上の五名が當選致しました

一〇票 茂木 一郎君、九票 吉田房次郎君、八票 太田 万吉君
以上次点

高野議長 日程最終の第十二に入りませんが本日商工銀行取締役である平林儀左衛門君から森川君と同様な請願が出て居りますが森川君の御意見は如何でありますか
森川照太君 請願の主題が同じであれば私の建議案は撤回致しても宜しう御座います
高野議長 では請願書を朗讀させます

(黒澤書記朗讀)

故鈴木敬親君の銅製胸像を寄附仕度候間民間に於て租界局敷地内に御建設被下度此段及請願候也

但し建設費は請願者に於て負担可仕候

森川照太君 私の建議案と同じやうでありますから撤回致します

高野議長 本件は行政委員会に於て論議したる上許可したるものなるも一應民會諸君に報告致したいと云ふ事であり思ふに是れは誠に結構なる事でありますから

諸君に於ても御承認を願ひます(異議なし賛成の聲起る)

高野議長 然らば満場一致御承認と致します

高野議長 是より本年度民會の成績を報告致します

黒澤書記長の成績書を朗讀報告す

大正九年第十三次居留民通常會成績

大正九年三月廿二日より全廿七日迄會期六日間に於ける大正九年第十三次居留民

(67)

(68)

通常會の成績左の如し

一、會 議

流 會 一 回

本 會 五 回

二、選 舉

民會議長選舉

行政委員並に豫備行政委員選舉

民間出納検査委員選舉

課金調査委員選舉

三、決 議

一、大正七年度居留民團費入出決算 (承認)

二、大正七年度特別會計天津神社建築費入出決算 (承認)

三、大正七年度特別會計官有地地下準備金入出決算 (承認)

四、大正八年度居留民團費入出決算更正案 (原案可決)

五、ツエーズ運河嚮所設立組合加入の件 (原案可決)

六、天津神社建設條例中改正案 (原案可決)

七、大正九年度特別會計天津神社建築費入出決算案 (原案可決)

八、故鈴木敬親君開葬執行に關し事後承諾を求むるの件 (承認)

(69)

- 一、電燈營業契約更新願出に關する決議案 (修正可決)
- 一、天津駐屯軍病院移轉に關し不動産に對する民團權利の得喪行爲を行政委員會に委任の件 (原案可決)
- 一、天津駐屯軍病院移轉資金として居留民團一時の借入金を爲すの件 (原案可決)
- 一、天津駐屯軍病院移轉費特別會計條例案 (原案可決)
- 一、特別會計天津駐屯軍病院移轉費收支豫算案 (原案可決)
- 一、大正九年度居留民團歳入出豫算案 (修正可決)
- 一、領事館令第一條及第七條中改正建議案に關する調査委員報告の件 (承認)
- 一、課金調査委員會選舉の件 (原案可決)
- 一、營業課金條例改正建議案 (撤回)
- 一、雜種課金中條例改正建議案 (撤回)
- 一、外務省令居留民團法施行規則追加規則發布請願並に天津總領事館令居留民團法施行法に關する件中改正請願建議案 (撤回)
- 一、吏員規程改正建議案 (撤回)
- 一、故鈴木敬親君銅像建設に關する建議案 (撤回)
- 一、租界内街路貫通及延長に關する建議案 (可決)

(70)

一、居留民團關係法規の改正に關する件 (原案可決)
 二、居留民團法施行規則並に館令改正調査に關する建議案 (撤回)

會議	五回		
選舉	四回		
議案	二十四件		
民團提出	十七件	修正可決	十二件
民會議員提出	七件	原案可決	十一件
以上		撤回	六件

高野議長 第十三次民團會議終了に就き私は一言致しまして今般の議案は民團に取りまして實に重大にして其の關係は永久に亘るものであります諸君に於ては慎重審議之に磨られ始めど波瀾を見ずして此の重大問題を可決せられたる事は誠に御慶の至りに堪へまじん唯不肖此間議事の進行を妨げし事は衷心慚愧に堪へぬ次第で御座います此の民團に就き何れ行政委員側よりも御挨拶ある事と信じます私が會議の開會及之が準備のため天野理事長以下皆さんが不眠不休處理された事は諸君と共に

(71)

に感謝する次第であります又天津日報其他の新聞社が貴重な紙面に此の會議の様態を掲載され廣く宣傳された事も併せて感謝致します而も監督官憲に於せられても連夜御出席になり親しく會議の状態を御監視になり又今度の議案實行に關しては一層官憲の力をお借りせねばならず茲に私は諸君と共に改めて將來の御盡力をお願いして置く次第で御座います諸君の御健康と民團の幸福を祈ります

西村博君 前任行政委員出納検査委員及電燈調査委員諸君私は甚だ清越ながら議員諸君を代表し諸君に一言感謝の辭を捧げたく思ひます諸君が最善の方法を以つて此の行政事務を執行されたことは本議員等の頗る満足に堪へぬ所でありまして今や我が租界も諸君の御盡力御奮闘の効に依つて前途に進歩發達の曙光を認められしは洵に當租界のため欣悦に堪へぬ所を御座りまして私は諸君の更に御盡力あらんことを希望し併せて將來の御健康御幸福を祈る次第で御座ります

石澤民衛君 我々在任中に於きましては重大問題もあり相當苦慮を費しましたる結果大過なく今日に至りましたのは偏に皆さんの御援助に依るものと深く感謝する次第で御座ります然るに只今は却つて御町重なる御祝辭を戴きまして甚だ汗顔の至りで御座ります茲に各行政委員を代表致しまして厚く御禮を申し上げます

船津總領事 本年の會議は例年に比し議案も多く中には租界に重大なる關係もあり極めて租界の將來に關係ある事項もありまして閉會中に終了を見ぬかも判らぬと心配して居りましたが幸ひ議長行政委員並に民會議員各位の熱心なる御盡力と又た和

(72)

哀協同様に依り茲に無事終了を見たのは私の衷心より満足と欣幸とに堪へぬ所でありませぬ

過去に於ける行政委員諸君の熱心なる御盡力に對しては只今議長よりお話もありました通り謹んで其の勞を謝すと共に猶ほ今後の諸施設に就ては一層の努力を要します故新任の行政委員に於ても層一層の御努力あらん事を希望致します未だ申し上げ度い事もありますか時間も切迫致して居りますから此にて閉會の辭とします(拍手)

高野議長 ては之にて閉會と致します

時に十二時四十分

大正九年居留民團常會議事録終

大正九年居留民通常會議事錄附錄

決議事項

大正九年居留民通常會に於て議決したる諸事項及決算報告并に大正九年度に屬する歳入出豫算等左の如し

(一) 大正七年度居留民團歳入出決算

歳入	一、銀拾八萬參千參百五拾七弗七拾參仙也	經常部歳入高
歳出	一、銀貳拾參萬六千貳百四拾參弗五拾貳仙也	臨時部歳入高
	合計銀四拾壹萬九千六百零壹弗貳拾五仙也	
歳入	一、銀拾萬五千七百九拾四弗也	經常部歳出高
歳出	一、銀拾四萬八千壹百七拾四弗七拾五仙也	臨時部歳出高
	合計銀貳拾五萬參千九百六拾八弗七拾五仙也	
内訳	差引銀拾六萬五千六百參拾貳弗五拾仙也	剩餘金
内訳	一、銀拾四萬參千七百七拾八弗八拾八仙也	排水工費剩餘金
内訳	一、銀貳萬壹千八百六拾壹弗六拾貳仙也	民團費剩餘金
	(翌年度へ繰越金)	

(74)

(73)

大正七年度居留民團歳入出決算表

科	目	豫算額	決算額	比増	減較
第一、民間課金	一、土地課金	五三、二五〇〇〇	五四、三八八〇六	一二、三八〇、六	五〇、二四
	二、家屋課金	九〇〇〇〇	八四、九七六	一、一五〇、八八	五四、九一二
	三、取得課金	一五、七〇〇〇〇	一五、一五〇、八八	一、一五〇、八八	
	四、營業課金	八三、五〇〇〇〇	八九、六七九、二	六、一七九、二	
第二、雜種課金	一、藝妓	二八、三〇〇〇〇	二九、四一九、五〇	一、一一九、五〇	
	二、酌	二〇、四四六〇〇	二四、一〇五、五〇	三、七五九、五〇	
	三、旅	一、〇八〇〇〇	一六、五三二、〇〇	一六、四五二、〇〇	
	四、料	四三、二〇〇	九〇、九〇〇	二、六二〇、〇〇	
	五、飲	二、二〇〇〇〇	五〇、三〇〇	七、一〇〇	
	六、湯	二、二〇〇〇〇	二、二〇〇〇〇	九、〇〇〇	
	七、理	一、二〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一〇、〇〇〇	
	八、遊	一、九八〇〇〇	九六、〇〇〇	一、八三五〇	
	業	三〇〇〇〇	二四、五〇〇	一、四五〇	

(76)

(75)

九、遊藝師匠	二四〇〇	二、二五〇	九、一八〇〇	二、五〇〇
十、藝妓置屋	八七六〇〇	一、七九四〇〇	三五〇〇〇	
十一、常設興行	六六〇〇〇	一、〇一〇〇〇		
十二、檢番	五四〇〇〇	五、四〇〇〇〇		
十三、臨時興行	二五〇〇〇	一、七二〇〇〇		
第三款、使用料	五三、六六一〇〇	五四、三〇七、七三	六、四六、七三	七、八〇〇
一、公會堂使用料	三〇〇〇〇	一、〇八〇〇〇	七、八〇〇〇	
二、道路使用料	五〇〇〇〇	九、八六、一三	四、八六、一三	
三、水道料	三、一七〇〇〇	三〇、四七五、一四	一、六七、四六	
四、土地貸下料	二〇、四九三〇〇	二〇、六六〇、四六	一、一六、七四	
五、市場貸下料	一〇、九八〇〇〇	一〇、八六〇〇〇	一、二〇〇	
六、墓地貸下料	一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一、〇〇〇	
第四款、手数料	四〇、四二五〇〇	四三、四四六、一五	三、〇二一、一五	
一、營業人力車	二五〇、九五〇〇〇	二四、六六〇、〇〇	七、九〇〇〇	
二、營業馬車	四〇〇〇〇	一、一九〇〇〇	七、九〇〇〇	
三、自用人力車	二、〇〇〇〇〇	三、二〇五、二五	一、一〇五、二五	
四、自用馬車	一、八〇〇〇〇	三、六九〇〇〇	一、八九〇〇〇	
五、自動車	一、二〇〇〇〇	一、一三四〇〇	六、六〇〇	
六、自動自轉車	三〇〇〇〇	九、五〇〇	二、一八八〇〇	
七、大車	八〇〇〇〇〇	一〇、一八八〇〇	三、一五〇	
八、中車	六〇〇〇〇	九、一五〇	一九八〇	
九、小車	二〇〇〇〇	一、九〇〇	九四〇〇	
十、行商車	一五〇〇〇	五、六〇〇	六、四七三〇	
十一、行商料	三〇〇〇〇〇	二、三五二、七〇	七、三五二	
第五款、財產出生收入	四九〇〇〇	五、六三三、二	六、一六三	
一、水道公司利益	二〇〇〇〇	二、六一六、三	一、一八九	
二、預金利息	二九〇〇〇	三〇、一八九	二、一四〇〇	
第六款、授業料	二、二七五〇〇	二、三八九〇〇	二、二四〇〇	
第七款、雜收入	二、一七五〇〇	二、三八九〇〇	二、二四〇〇	
一、貸家料	二、一九二〇〇	四、〇五七、七	一、一三五、七	
二、大和街撤水費	六〇〇〇	一、九〇五〇〇	七、五〇〇	
三、煙房費	五八二〇〇	四、七二五、四	一、五〇〇	
四、雜收	三〇〇〇〇	一、六三五、三	一〇、九四六	
計	一七三、三六九〇〇	一八三、三五七、三	九、九八八、七三	

(78)

科 目	歲 入		比 增	減 較
	豫 算 額	決 算 額		
第一、事務所費	二〇,一八〇〇	一八,五三七七		一,六四二
第二、備品費	一三,二六五〇	一五,八八一七	一九七	
第三、消耗品費	一五,〇〇〇	一六,二九七	七八三	
第四、印刷費	七,六六〇	八,四四三	一〇四七	
第五、通信費	七,一三〇	八,一七〇	一〇四〇	
第六、旅費	四,五〇〇	五,三二四	八二四	
第七、旅費	九,二〇〇	一〇,九六	一七六六	
第八、公告費	一,五〇〇	二,二五六一	七五六一	
第九、家賃料	六,〇〇〇	六,二〇〇	二〇〇	
第十、保險料	八,六四〇	八,八五五	二一五	
第十一、宿直料	七,九八〇	七,七二五	二五五	
第十二、財源及課金費	一,八三〇	一,八二五〇	一五〇	
第十三、雜費	一,四五五〇	一,八一三四	六四一六	
第十四、雜費	三,〇〇〇	三,〇〇〇		
合計	三三,二〇〇	三二,七二七		四七三

(77)

科 目	歲 入		比 增	減 較
	豫 算 額	決 算 額		
第一款、前年度繰越金	一七,七七四二〇	一七,七七四二〇		
第二款、道路開修工費徵收金	一,七七四二〇	一,七七四二〇		
第三款、橋立街徵收金	一,四九一〇〇	一,四九一〇〇		
第四款、寄附金	八,六七〇〇	八,六二八二	四一八	
第五款、國庫補助金	二,〇〇〇〇	二,〇〇〇〇		
第六款、國庫補助金	二,〇〇〇〇	二,〇〇〇〇		
第七款、國庫補助金	二,〇〇〇〇	二,〇〇〇〇		
第八款、國庫補助金	二,〇〇〇〇	二,〇〇〇〇		
第九款、國庫補助金	二,〇〇〇〇	二,〇〇〇〇		
第十款、國庫補助金	二,〇〇〇〇	二,〇〇〇〇		
第十一款、國庫補助金	二,〇〇〇〇	二,〇〇〇〇		
第十二款、國庫補助金	二,〇〇〇〇	二,〇〇〇〇		
第十三款、國庫補助金	二,〇〇〇〇	二,〇〇〇〇		
第十四款、國庫補助金	二,〇〇〇〇	二,〇〇〇〇		
合計	四〇,七七九六二〇	四〇,九六二〇	一,一八二三五	

(80)

科 目	歲 入		比 增	減 較
	豫 算 額	決 算 額		
第一、會議費	四,三〇〇	四,〇一六〇		二八四〇
第二、印刷費	一,〇〇〇	八〇〇		二〇〇
第三、雜費	二,八〇〇	三,〇〇〇	二〇〇	
第四、器具費	五,〇〇〇	五,〇〇〇		
第五、給與費	一,一〇〇	一,〇〇		
第六、教育費	一,五〇一六八三	一,三六〇二六		一,一四五七
第七、修繕費	三,五七六〇〇	二,九二五八		六六三四二
第八、圖書費	五,一九六〇〇	五,二九九七		四八〇
第九、文具費	一,三五五〇〇	一,三五〇〇		五〇〇
第十、校具費	一,〇〇〇	八八〇		一二〇
第十一、消耗品費	四,四八〇	三,八五五		六二五
第十二、旅費	六,八五〇	四,六五三		二,一九七
第十三、通信費	四,七三九二	四,四二八		三一一〇
第十四、保險料	七,九〇〇	七,七三九		一六一
第十五、新聞雜誌費	二,九九五八	二,九九五八		
第十六、學園費	三,八〇〇	二,四七五		一,三二五
第十七、研究會費	二,五〇〇	二,六二一		一二一
合計	六二,二〇〇	六二,二一		八九五〇

(79)

科 目	歲 入		比 增	減 較
	豫 算 額	決 算 額		
第一款、會議費	四,三〇〇	四,〇一六〇		二八四〇
第二款、印刷費	一,〇〇〇	八〇〇		二〇〇
第三款、雜費	二,八〇〇	三,〇〇〇	二〇〇	
第四款、器具費	五,〇〇〇	五,〇〇〇		
第五款、給與費	一,一〇〇	一,〇〇		
第六款、教育費	一,五〇一六八三	一,三六〇二六		一,一四五七
第七款、修繕費	三,五七六〇〇	二,九二五八		六六三四二
第八款、圖書費	五,一九六〇〇	五,二九九七		四八〇
第九款、文具費	一,三五五〇〇	一,三五〇〇		五〇〇
第十款、校具費	一,〇〇〇	八八〇		一二〇
第十一款、消耗品費	四,四八〇	三,八五五		六二五
第十二款、旅費	六,八五〇	四,六五三		二,一九七
第十三款、通信費	四,七三九二	四,四二八		三一一〇
第十四款、保險料	七,九〇〇	七,七三九		一六一
第十五款、新聞雜誌費	二,九九五八	二,九九五八		
第十六款、學園費	三,八〇〇	二,四七五		一,三二五
第十七款、研究會費	二,五〇〇	二,六二一		一二一
合計	六二,二〇〇	六二,二一		八九五〇

(82)

三、巡捕備品費	一五〇〇〇	四三二〇〇	一〇六八〇
四、巡捕消耗品費	七〇八〇〇	四六四七七	二四三三三
五、巡捕宿舍料	八六四〇〇	八八二〇〇	二二〇〇〇
六、修繕費	一三八〇〇〇	一三三三三〇	五七五〇〇
七、巡捕藥價	二四〇〇〇	二五三一一	一三一一
八、消防被服費	二八〇〇〇	九五〇〇〇	一八五〇〇
九、消防器具費	二二七〇〇	二七九六〇	二〇九〇四
十、消防消耗品費	一〇七〇〇	四四八九	六二二
十一、消防手當	五一〇〇〇	五八九五	四五二〇五
十二、雜費	一一〇〇〇	一六三三〇	四二三〇
第九款 圖書館費	八八七〇〇	六二七五四	二六九四六
一、俸給	三三五〇〇	三三〇〇〇	五〇〇〇
二、備品費	五〇〇〇〇	六〇〇〇〇	四四〇〇〇
三、圖書費	三〇〇〇〇	一〇三三七	一九六六三
四、保險料	三三〇〇〇	三五六三	二二七
五、消耗品費	一三六〇〇	一三四五〇	一五〇
六、雜費	三八〇〇〇	一八〇〇四	一九九六
第十一款 公園費	四九五五〇〇	三、四九二六	一、四〇九七四

(81)

十四、雜衛生費	二、五三〇三三	二、一九五三八	三三四九五
第六款 衛生費	四、六〇四〇〇	三、八三六二六	七六七七四
一、備人給	二、八〇〇〇〇	二、四五〇六四	四〇九三六
二、被服費	三三〇〇〇	七二六〇	三三〇〇〇
三、消耗品費	九〇〇〇〇	六四五六	一七四〇〇
四、藥品費	一一二〇〇	五二二〇	四七四四
五、器具費	六八〇〇〇	八一三〇	一五八〇
六、修繕費	二二六〇〇	六〇〇〇〇	一四四七〇
七、囑託醫手當	六〇〇〇〇	四〇五七六	八〇〇〇
八、種痘費	八〇〇〇〇	八八四〇	一七六〇
九、市場費	四一四〇〇	二〇八〇	二〇〇〇〇
十、野犬捕殺費	一〇六〇〇	一八二八二四	一六九五七六
十一、雜費	一五〇〇〇	一、六六九七一	二〇〇〇〇
第七款 救助費	二〇〇〇〇	二〇八〇	二〇〇〇〇
一、救助費	一〇〇〇〇	五八〇	一〇〇〇〇
第八款 警備費	一九九七八〇〇	一、八二八二四	一、六九五七六
一、俸給及手當	二、二二二〇〇	一、六六九七一	四五一二九
二、巡捕被服費	三、二六〇〇〇	三、二八七八五	二七八五

(84)

科 目	豫算額	決算額	比 增	減 較
第一款 事務所費	二、三五〇〇〇	二、二七四〇六	一、八六六七八	七五九四
一、修繕費	一、九〇〇〇〇	一、八六六七八	三三三二	三三三二
二、宿舍修繕費	四、五〇〇〇	四〇七二八	四二二二	四二二二
第二款 土木費	一、二七〇〇〇	五〇三九九	五〇三九九	七六六五
一、道路埋立費	一、二七〇〇〇	五〇三九九	五〇三九九	七六六五
第三款 教育費	三、三五〇〇〇	三、三五〇〇〇	三、三五〇〇〇	三、三五〇〇
一、小學校新築費	三、三五〇〇〇	三、三五〇〇〇	三、三五〇〇〇	三、三五〇〇
第四款 衛生費	二、五〇〇〇〇	二、五〇〇〇〇	二、五〇〇〇〇	二、五〇〇〇
一、傳染病豫防費	二、五〇〇〇〇	二、五〇〇〇〇	二、五〇〇〇〇	二、五〇〇〇
第五款 民團債費	四、七四九四〇	四、七四九四五	四、七四九四五	一五〇
一、償還元金	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一五〇
二、償還元利	四、一七七七	四、一七六二五	四、一七六二五	七五
三、第二團債	二、〇六〇〇〇	二、〇六〇〇〇	二、〇六〇〇〇	七五
四、全債還元金	一、一七二七	一、一七二二五	一、一七二二五	七五
第六款 補助及寄附	二、八〇〇〇〇	二、八〇〇〇〇	二、八〇〇〇〇	七五
一、天津幼稚園	四〇〇〇〇	四〇〇〇〇	四〇〇〇〇	七五

(83)

一、俸給	一、七九七〇〇	一、六八五八一	一一一九
二、植樹費	五七四〇〇	五七一三五	二七五
三、肥料費	八二〇〇〇	八二〇〇〇	一一一五五
四、器具費	一、五二〇〇〇	三九四五	一一〇四五
五、消耗品費	一九二〇〇	八七六五	一〇四三五
六、修繕費	二、四四五〇〇	四九三三二	七五一四八
七、點燈費	四七〇〇〇	三六四九四	一〇五〇六
八、用水費	三二九〇〇	一八四〇四	一四四九六
九、雜費	一、一五〇〇〇	三六五〇	七八五〇
第十二款 諸稅及負擔	二、六三〇〇〇	二、四七六二	一五三八
一、地租	二、六三〇〇〇	二、四七六二	一五三八
第十三款 雜支	一、六九五三四	一、六八四六六	一〇六八
一、雜支	一、六九五三四	一、六八四六六	一〇六八
第十四款 豫備費	三、二二七〇〇	三、二二七〇〇	三、二二七〇〇
計	一、八一九二〇	一、〇五七九四〇	三、二二七〇〇

(86)

(二) 大正七年度特別會計天津神社建築費歲入出決算

科 目	歲 入	歲 出	決 算 額	比 增	減 較
一、前年度繰越金	六二五七〇〇		六二五七〇〇	二六七一〇	三二一
二、編入金	二〇〇〇〇〇		二二六七〇〇	二六六七九	
計	八二五七〇〇	八二五七〇〇	八二五七〇〇		
一、天津神社建築費		八二五七〇〇	八二五七〇〇		
計		八二五七〇〇	八二五七〇〇		

大正七年度特別會計天津神社建築費歲入出決算表
(翌年度繰越)

天津神社建築費
前年度繰越金
編入金
天津神社建築費
利除金

(85)

(三) 大正七年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算

科 目	歲 入	歲 出	決 算 額	比 增	減 較
一、前年度繰越金	二四〇〇〇〇		二四〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
二、補助費	五〇〇〇〇		五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	
三、道路敷地買收費	五〇〇〇〇		五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	
四、特別會計繰入金	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
五、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
六、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
七、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
八、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
九、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
十、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
十一、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
十二、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
十三、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
十四、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
十五、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
十六、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
十七、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
十八、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
十九、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
二十、天津神社建築費	二〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	
計	四〇七、七九六、二〇〇	一四八、一七四、七五五	二五九、六二一、四四五	四四、四三三	一五三、八七四、五

(88)

(四) 大正八年度居留民團歲入出決算更正案

科 目	歲 入	歲 出	決 算 額	比 增	減 較
一、官有地拂下代金	二四、三三〇、〇〇〇		二四、三三〇、〇〇〇	二、八三八、七二二	二、八三八、七二二
二、一般會計繰入金	九八、一三〇、〇〇〇		六九、七四二、二八	三、二〇四、二八	二、八三八、七二二
計	一二、三六〇、〇〇〇	三、四〇三、〇〇〇	九、九五七、〇〇〇	三、二〇四、二八	二、八三八、七二二
一、銀貳拾萬參千四百五拾八弗也					
二、銀拾六萬九千四百八拾貳弗九拾八仙也					
合計銀參拾七萬貳千九百四拾九拾八仙也					
一、銀拾參萬九千七百拾參弗參拾貳仙也					
二、銀貳拾萬參千貳百貳拾七弗六拾六仙也					
合計銀參拾七萬貳千九百四拾九拾八仙也					
臨時部					

(87)

(三) 大正七年度特別會計官有地拂下準備金歲入出決算

科 目	歲 入	歲 出	決 算 額	比 增	減 較
一、前年度繰越金	二二、八〇七、〇〇〇		二二、八〇七、〇〇〇	二、八三八、七二二	二、八三八、七二二
二、利子	九八、一三〇、〇〇〇		六九、七四二、二八	三、二〇四、二八	二、八三八、七二二
計	一二、三六〇、〇〇〇	三、四〇三、〇〇〇	九、九五七、〇〇〇	三、二〇四、二八	二、八三八、七二二
一、金貳拾萬八千零七拾圓也					
二、金六千九百七拾四圓貳拾八錢也					
合計金貳拾萬五千零四拾四圓貳拾八錢也					
一、金貳萬四千貳百參拾圓也					
二、金六千九百七拾四圓貳拾八錢也					
合計金參萬零壹千貳百零四圓貳拾八錢也					
差引金拾九萬參千八百四拾圓也					
官有地拂下代金 年度割當額 一般會計繰入金 利除金					

科 目	前年度 繰越金	更正 繰越金	更正豫算額		比 増	備 考
			既定	比増		
第一科	3,180,000	1,700,000	4,880,000	1,700,000		
第一科	1,180,000	1,180,000	2,360,000	1,180,000		
第一科	1,999,999	1,999,999	3,999,998	1,999,999		
合計	5,359,999	3,879,999	9,239,998	3,879,999		
合計	5,359,999	3,879,999	9,239,998	3,879,999		

科 目	更正 豫算額	既定 豫算額	比 増	備 考
第四科 水道費	3,180,000	2,900,000	280,000	
五、水	3,180,000	2,900,000	280,000	
合計	3,180,000	2,900,000	280,000	

(五) ウエーゴ運河排水唧筒設置組合加入ノ件
日英佛租界局及第一特別管理局合同ノ許ニ舊獨逸租界ウエーゴ運河口右岸ニ唧筒處ヲ設ケ河水ヲ太沽バ一標準點ヨリ三尺若クハ四尺迄ニ減少セシメ以テ各租界内ニ於ケル雨水及惡水ヲ自然勾配ニ依リ運河ニ流射セシメントス

順直水利局ヲシテ海光寺兵營後方ニ開門ヲ設ケシメ外部ニ於ケル水ノ交通ヲ杜キ唧筒處ニハ四十五時ノ「セントリフユガル」唧筒二台ヲ置キ「ハブコック」及「ウユルコック」滾罐ヲ動力トセル壹個若クハ二個ノ獨立機關ニテ運轉排水スベキ計畫ナリ

敷地、唧筒設置、唧筒、汽機、汽罐買入費ヲ合シテ約七萬五千兩ヲ要シ日本租界ハ約壹萬八千八百兩ノ負担ヲ課セラル可ク維持費トシテハ毎年約二千兩ヲ要シ本租界ハ五百兩ヲ課セラルベシ且運河浚渫ノ爲メ居留地ノ經路ニ比例ス可キ經費ノ負担ヲ爲サバ爾可カラズ

(六) 天津神社建設條例中改正案
天津神社建設條例中左ノ通り改正ス
第四條中大正八年度トアルヲ「大正九年度」ト改ム

理由
去ル大正四年十月開會ノ臨時居留民會ニ於テ五ヶ年繼續事業トシテ御即位御大典記念ノ爲メ特別會計ニヨリ天津神社ヲ建設スルコトニ決シ爾來建設地ノ選定及設計ニ從事中偶大水災ニ遭遇シ租界内排水並ニ復舊工事等ノ爲メ本事業モ一時中止ノ止ムヲ

科 目	前年度 繰越金	更正 繰越金	更正豫算額		比 増	備 考
			既定	比増		
第一科	3,180,000	1,700,000	4,880,000	1,700,000		
第一科	1,180,000	1,180,000	2,360,000	1,180,000		
第一科	1,999,999	1,999,999	3,999,998	1,999,999		
合計	5,359,999	3,879,999	9,239,998	3,879,999		
合計	5,359,999	3,879,999	9,239,998	3,879,999		

科 目	前年度 繰越金	更正 繰越金	更正豫算額		比 増	備 考
			既定	比増		
第一科	3,180,000	1,700,000	4,880,000	1,700,000		
第一科	1,180,000	1,180,000	2,360,000	1,180,000		
第一科	1,999,999	1,999,999	3,999,998	1,999,999		
合計	5,359,999	3,879,999	9,239,998	3,879,999		
合計	5,359,999	3,879,999	9,239,998	3,879,999		

(七) 大正九年度特別會計天津神社建築費歳入出豫算表
得タルニ立至リ漸ク大正八年十月建設地ヲ大和公園内ニ決定シ直チニ工事ニ着手セ
ルモ今年度内ニ竣工ノ見込ナキヲ以テ更ニ一年間延期セントシ茲ニ改正案ヲ提出セ
ル所以ナリ

一、前年度繰越金 4,880,000
二、寄附金 8,000,000
三、編入金 8,750,000
合計 13,630,000

一、前年度繰越金 4,880,000
二、寄附金 8,000,000
三、編入金 8,750,000
合計 13,630,000

(八) 大正九年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算表
一、天津神社建築費 8,750,000
二、天津神社建築費 8,750,000
三、天津神社建築費 8,750,000
合計 26,250,000

一、金拾七萬七千貳百四拾貳圓四拾五錢也
計金拾七萬七千貳百四拾貳圓四拾五錢也
一、金參萬壹千八百六拾貳圓四拾五錢也
計金參萬壹千八百六拾貳圓四拾五錢也
差引殘金拾四萬五千參百八拾圓也

大正九年度特別會計官有地拂下準備金歳入出豫算表

科	本年	前年度	比増	減	備考
官有地拂下代	二四三,〇〇〇	二四三,〇〇〇			
一般年度割額	七六三,四五五	九八一,〇〇〇			
總計	一,〇〇六,四五五	一,一五四,〇〇〇			大正九年度外務省納附
入會計へ	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇			
入金	二,八二五,〇〇〇	二,八二五,〇〇〇			

(九) 故鈴木敬親君團葬執行ニ關シ事後承諾ヲ求ムルノ件

故鈴木敬親君ハ明治四拾四年三月行政委員ニ選任セラレタルヲ初トシ爾來歷年其任ニ膺タリ行政委員會議長タル事四回全議長代理者タル事八回其間公會堂ノ建築官有地ノ拂下天津小學校ノ新築民團財政ノ調節其他ニ關シ始終一貫熱心劃策スル宛モ自家業務ヲ攝理スルノ觀アリ殊ニ大正六年九月二十三日ニ於ケル租界空前ノ浸水ニ當リテハ自カラ行政委員會議長タルノ任ニアリタリトハ云ヒ六拾有餘ノ老驅ヲ提シ七拾有餘日殆ンド不眠不休的勤勞ヲ以テ罹災者救護居留地排水及復舊ノ事務ヲ決行シ驚天ノ災厄モ數月ヲ出スシテ其痕跡ヲ殘サレルヲ致セシ等其民團ニ功勞アル殆ンド匹儔ヲ見ザルトコロタリ惜哉君ハ病ヲ得テ數日ナラズ大正八年十一月一日溘焉トシテ長逝ス故ニ民團ハ特ニ敬虔哀悼ノ誠ヲ効シ同十一月八日公會堂ニ於テ葬儀ヲ執行シ茲ニ事後承諾ヲ求ム

(94) (93)

(十) 電燈營業契約更新願出ニ關スル決議案

第一、建物會社ノ契約更新願出ニ對シテハ民團ハ其意志無キ事ヲ回答スル事
 第二、建物會社ト契約滿期後ニ於ケル租界内電氣供給ハ民團之ニ當ルモノトス民團ニ於テ發電所ヲ自營シ能ハサル間ハ自營ノ變壓所ヲ設ケ他ノ發電所ヨリ購入シタル電力ヲ各需用者ニ供給スルコト
 第三、前第二項ヲ遂行スル爲其實行計畫ヲ行政委員會ニ一任スルコト
 (十一) 天津駐屯軍病院移轉ニ關シ不動產ニ對スル民團權利ノ得喪行爲ヲ行政委員會ニ委任ノ件

從來天津駐屯軍病院ハ租界敷地ノ中樞タル旭街ノ中央ニ在シ南北繁榮ノ連絡ヲ中斷スルノ狀態ニアリ故ニ本民團ハ之レガ移轉ニ關シ常ニ其講究ヲ怠ラザリシガ今回機熟シテ司令部當局及總領事館ニ交渉ヲ遂グ各所屬本省ノ認可ヲ得ルヲ條件トシ之レガ同意ヲ得テ茲ニ在記方法ノ許ニ軍病院移轉實行ノ計畫ヲ爲シタリ

一、軍病院移轉敷地トシテ天津土地建物公司ヨリ埋立地參千壹百參拾坪未埋立地壹千七百四拾六坪二合五夕ヲ買ヒ入レ新軍病院ヲ建築スルコト
 一、旭街軍病院敷地ハ本來外務省所有ニ屬スルヲ以テ前記買入地ノ内參千壹百參拾坪ヲ提供シテ無償交換ヲ得之ヲ在留邦商ノ希望者ニ向ツテ競買シ得タル代價ヲ以

軍病院移轉ノ費用ヲ支辨セントス
 以上計畫ニ基キ本民團ハ大正九年三月末以降特別會計ノ許ニ軍病院移轉ヲ實行セントシ茲ニ本案ヲ提出ス

(十二) 天津駐屯軍病院移轉資金トシテ居留民團一時ノ借入金ヲ爲スノ件

軍病院移轉ニ關シ土地買入レ及建築費トシテ約銀拾八萬零壹百貳拾四弗零八仙ヲ要スルガ故其資金トシテ年壹割七分ノ利率ヲ以テ起工當月ヨリ月次銀參萬弗宛ヲ五ヶ月間計銀拾五萬弗ヲ借入レ移轉完了ノ場合直ニ地積賣價金ヲ以テ之ヲ償還ス

(十三) 天津駐屯軍病院移轉特別會計條例案

第一條 天津駐屯軍病院移轉ニ關スル經費ハ特別會計トス
 第二條 土地買入レ、家屋ノ建築、道路築造及之ニ伴フ一切ノ費用ハ一時借入金及土地ノ拂下代金ヲ以テ之ヲ充ツ
 第三條 天津駐屯軍病院移轉ニ關スル一切ノ事項及剩餘金ノ處分ニ關シテハ行政委員會之ヲ定ム

附則
 (十四) 特別會計天津駐屯軍病院移轉費收支豫算

科	目	收入	支出
土地賣却金	豫算額	二五,〇〇〇	
備	考		
換地買入費	豫算額		四六,九五〇
附屬地買入費	豫算額		一三,〇九六
資金借入利息	豫算額		五七七,五〇〇
道路築造費	豫算額		八,〇〇〇
計		二五,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇

(96) (95)

一銀貳拾貳萬五千弗也
 合計銀貳拾貳萬五千弗也

一銀拾八萬零壹百貳拾四弗零八仙也
 合計銀拾八萬零壹百貳拾四弗零八仙也
 差引銀四萬四千八百七拾五弗九拾貳仙也

特別會計天津駐屯軍病院移轉費收支豫算表

(110)

三、消耗品費	10,800.00	2,000.00	12,800.00	竹帚、草帚、塵取等
四、藥品費	11,900.00	11,100.00	23,000.00	ゲフケリ血精、コレラ、赤痢血精、及清潔法用石灰一萬五千斤
五、器具費	20,700.00	11,800.00	32,500.00	掃除車新調十台、鐵鏡一百五十本
六、修繕費	3,100.00	3,100.00	6,200.00	器具、火葬場、汚水捨場、修繕其他
七、囑託醫手當	20,000.00	20,000.00	40,000.00	月五十五弗十二ヶ月分
八、種痘費	2,000.00	2,000.00	4,000.00	年一回種痘千六百八十一人五仙
九、市場費	2,200.00	2,200.00	4,400.00	市場小修繕及保潔料(建物四千
十、火葬場費	12,000.00	12,000.00	24,000.00	布ニ對スル千分一八七五パラ
十一、野犬捕殺費	10,000.00	10,000.00	20,000.00	ツク式建物二千對ニ對スル千分
十二、雜費	2,200.00	2,200.00	4,400.00	ノ九三七五)
第八款 救助費	10,000.00	10,000.00	20,000.00	野犬捕殺一千匹及捕獲
一、救助費	10,000.00	10,000.00	20,000.00	器十本新調
第九款 警備費	25,500.00	25,500.00	51,000.00	警備隊及巡捕隊訓練費、
一、俸給及手當	16,700.00	16,700.00	33,400.00	清潔法心得費、種痘証印刷代及
二、巡捕被服費	5,800.00	5,800.00	11,600.00	諸品
三、巡捕備品費	6,000.00	6,000.00	12,000.00	
四、巡捕宿舎料	8,600.00	8,600.00	17,200.00	
五、巡捕宿舎料	3,000.00	3,000.00	6,000.00	
六、修繕費	3,000.00	3,000.00	6,000.00	
七、巡捕藥價	3,000.00	3,000.00	6,000.00	
八、消防被服費	1,700.00	1,700.00	3,400.00	
九、消防器具費	5,500.00	5,500.00	11,000.00	
十、消防消耗品費	1,800.00	1,800.00	3,600.00	

(112)

十一、消防手當	5,000.00	5,000.00	10,000.00	失火出場手當及練料、馬糞、退避
十二、雜費	14,000.00	13,500.00	27,500.00	手當並ニ消防出初式酒肴料、
第十款 圖書館費	11,700.00	11,700.00	23,400.00	巡捕用飲料水及汚物運搬料、消
一、俸給	8,900.00	8,900.00	17,800.00	捕犬長節酒肴料
二、備品費	3,800.00	3,800.00	7,600.00	
三、圖書費	7,000.00	7,000.00	14,000.00	
四、保險料	3,000.00	3,000.00	6,000.00	
五、消耗品費	1,000.00	1,000.00	2,000.00	
六、修繕費	5,800.00	5,800.00	11,600.00	
七、雜費	5,800.00	5,800.00	11,600.00	
第八款 公園費	5,000.00	5,000.00	10,000.00	
一、俸給	2,700.00	2,700.00	5,400.00	
二、植樹費	2,300.00	2,300.00	4,600.00	
三、肥料費	10,000.00	10,000.00	20,000.00	
四、器具費	11,000.00	11,000.00	22,000.00	
五、消耗品費	10,000.00	10,000.00	20,000.00	
六、修繕費	8,800.00	8,800.00	17,600.00	
七、點燈費	6,400.00	6,400.00	12,800.00	
八、用水費	3,700.00	3,700.00	7,400.00	
九、雜費	1,600.00	1,600.00	3,200.00	
第十款 諸稅及負擔	2,400.00	2,400.00	4,800.00	
一、地租	2,400.00	2,400.00	4,800.00	
第十款 雜支出	1,500.00	1,500.00	3,000.00	
一、雜支出	1,500.00	1,500.00	3,000.00	
第十四款 豫備費	4,300.00	4,300.00	8,600.00	
計	17,700.00	17,700.00	35,400.00	

(111)

十一、消防手當	5,000.00	5,000.00	10,000.00	失火出場手當及練料、馬糞、退避
十二、雜費	14,000.00	13,500.00	27,500.00	手當並ニ消防出初式酒肴料、
第十款 圖書館費	11,700.00	11,700.00	23,400.00	巡捕用飲料水及汚物運搬料、消
一、俸給	8,900.00	8,900.00	17,800.00	捕犬長節酒肴料
二、備品費	3,800.00	3,800.00	7,600.00	
三、圖書費	7,000.00	7,000.00	14,000.00	
四、保險料	3,000.00	3,000.00	6,000.00	
五、消耗品費	1,000.00	1,000.00	2,000.00	
六、修繕費	5,800.00	5,800.00	11,600.00	
七、雜費	5,800.00	5,800.00	11,600.00	
第八款 公園費	5,000.00	5,000.00	10,000.00	
一、俸給	2,700.00	2,700.00	5,400.00	
二、植樹費	2,300.00	2,300.00	4,600.00	
三、肥料費	10,000.00	10,000.00	20,000.00	
四、器具費	11,000.00	11,000.00	22,000.00	
五、消耗品費	10,000.00	10,000.00	20,000.00	
六、修繕費	8,800.00	8,800.00	17,600.00	
七、點燈費	6,400.00	6,400.00	12,800.00	
八、用水費	3,700.00	3,700.00	7,400.00	
九、雜費	1,600.00	1,600.00	3,200.00	
第十款 諸稅及負擔	2,400.00	2,400.00	4,800.00	
一、地租	2,400.00	2,400.00	4,800.00	
第十款 雜支出	1,500.00	1,500.00	3,000.00	
一、雜支出	1,500.00	1,500.00	3,000.00	
第十四款 豫備費	4,300.00	4,300.00	8,600.00	
計	17,700.00	17,700.00	35,400.00	

(114)

科 目	豫本年度額	前年度額	比増	減較	備 考
第一、全 利 子	110,000.00	110,000.00			
第二、第二團債償	110,000.00	110,000.00			
三、還 元 金	110,000.00	110,000.00			
四、全 利 子	110,000.00	110,000.00			
第六款補助及寄附	110,000.00	110,000.00			
一、天津幼稚園補助費	110,000.00	110,000.00			
二、天津共立學校補助費	110,000.00	110,000.00			
第七款土地費	110,000.00	110,000.00			
一、道路敷地買收費	110,000.00	110,000.00			
二、埋立費負担額	110,000.00	110,000.00			

(113)

科 目	豫本年度額	前年度額	比増	減較	備 考
第一、修繕費	110,000.00	110,000.00			
○款 土木費	110,000.00	110,000.00			
一、小學校分増築費	110,000.00	110,000.00			
二、傳染病豫防費	110,000.00	110,000.00			
三、火葬場改築費	110,000.00	110,000.00			
四、公園費	110,000.00	110,000.00			
○款 水道費	110,000.00	110,000.00			
○款 民團債償	110,000.00	110,000.00			
一、還元金	110,000.00	110,000.00			

(116)

科 目	豫本年度額	前年度額	比増	減較	備 考
特別會計	110,000.00	110,000.00			
○款 線入金	110,000.00	110,000.00			
○款 民團十年記念會費	110,000.00	110,000.00			
○款 排水工費	110,000.00	110,000.00			
合 計	110,000.00	110,000.00			

(115)

科 目	豫本年度額	前年度額	比増	減較	備 考
一、居住稅案ヲ除外セバ建議者ガ本案ヲ提出シタル主張ノ目的ヲ失フノミナラズ取得課金ニ於テ日支兩國ノ議員ヲ増加スルモノ一面營業、家屋及土地ニ對スル課金負擔者ノ議員資格ヲ減殺シ權利ノ行使ガ公平ナル能ハサルニ至ルベキコト					
以上二理由ノ許ニ本委員會ハ本建議案提出者ノ意見ヲ徹シ重テ審議ヲ遂グテ以テ主文ノ決議ヲ爲ス					
領事館令第七條改正建議案ニ關スル決議					
本建議案ハ時期尙早ニシテ實行上不便カラザルト認メ之ヲ否決ス					
投票ノ方法ガ單記ナルト連記ナルトハ黨派ノ有無ニ由リテ其利害ヲ異ニス抑モ選舉ノ理想ハ單記ニアルモ弊害ト不便ガ其理想ヲ沒却セバ法ヲ他ニ求メザルヲ得ズ母國選舉法ノ如キ最近改正セラレ各々單記投票制ヲ採ルニ到レルモ特ニ本民團力連記制ヲ採ル理由ハ本民團ノ如キ小集團ニ在テ若シ單記制ヲ採用セバ屬々規定ノ行政委員ヲ得ズシテ其選舉再三再四ニ亘リ議事ノ進捗ヲ妨クルラ免カレズ故ニ時期尙早ト認メ本委員會ガ本建議案ニ對シ主文ノ決議ヲナス					
(十七) 課金調査會設置ノ件					
租界ノ發展ト時運ノ推移ニ鑑ミ課金條例修正ノ必要ヲ認メ茲ニ課金法調査會條例ニ準據シ特別機關ヲ設ケ慎重之ヲ調査セントス					

(118)

(117)

<p>(十九) 大正九年度通常民會要録</p> <p>一、議 員 數 六百十八人 内 日本人 三百九人 支那人 三百九人</p> <p>二、會 期 大正九年三月二十二日ヨリ全二十七日迄六日間 公會堂</p> <p>三、會 場 公會堂</p> <p>四、成 績 (議事録にあるを以て略す)</p> <p>五、議長及會議係</p> <p>議 長 高野 省三 書記長 天野 健藏 書記 黒澤 兼次郎 書記 西山 銳雄 書記 高橋 甲子郎</p>	<p>(十八) 租界内街路貫通及延長ニ關スル建議案</p> <p>租界内ニ於ケル道路ガ中途ニ於テ遮斷セラレ居リ交通ノ不便ト市街ノ体裁及價値ヲ存セザルニヨリ之ヲ貫通延長シ一部ノ街區改正ヲ行フニ在リ</p> <p>右計畫實行ヲ行政委員會ニ一任スル事</p> <p>前項ノ貫通延長スヘキ市街ヲ左ノ二ヶ所トス</p> <p>一、常盤街</p> <p>二、曙街</p> <p>說明</p> <p>一、常盤街 常盤街ノ南北兩部ニ分タレアリ南部ハ以前ヨリ開設セラレタルモノニシテ北部ハ其貫通ヲ期待シ後ニ開設セシモノナルガ在リ未タ實行ヲ見ス非常ノ不便ト不体裁ヲ感シアルモノナリ中間ヲ遮斷セルハ共立病院ナルガ此ニ其道路ノ貫通延長ヲ求ム、此道路延長拾七間半トス</p> <p>二、曙街 曙街ハ居留地内繁華ノ道路ナルガ北部福島街ニ至リ駐屯軍病院ニ遮ラレ止マリアリシガ此駐屯軍病院ハ他ニ移轉サルルコトナリ曙街ヲ北方ニ貫通スヘキ道路敷地ハ居留民團ニ於テ豫定セラレタリト聞クモ此貫通道路ヲ利用シ北方ノ大路ニ達セザレハ之ヲ眞ニ利用スル目的ヲ達スル能ハズ、故ニ駐屯軍病院ノ移轉ト共ニ同街ヲ軍病院敷地北端ヨリ橋立街迄貫通延長セントラ求ム此道路延長四十八間五分半トス</p> <p>此間ニ現存スル建物ハ支那人ノ粗造家屋ヲ多シトシ今新市街ヲ設定スルニ至レハ能ク領事館令ノ趣意ニモ副ヒ租界ノ体面改良發展ニモ資スルヲ得ヘシ</p> <p>提出者 民會議員 西村 博 贊成者 外九名</p>
--	--

(119)

<p>附 録 終</p>	<p>筆 書 記 中 鹽 澤 二 徹 記 井 上 要</p>
--------------	---